

総務企画委員会記録
<第4号>

平成23年第8回沖縄県議会（11月定例会）

平成23年12月12日（月曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第4号>

開会の日時

年月日 平成23年12月12日 月曜日
開 会 午前10時03分
散 会 午後 3 時19分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 甲第1号議案 平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）
- 2 乙第1号議案 沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例
- 3 乙第3号議案 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第4号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 乙第5号議案 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 乙第6号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 7 乙第7号議案 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 8 乙第47号議案 公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について
- 9 乙第48号議案 公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について
- 10 乙第49号議案 当せん金付証票の発売について
- 11 乙第53号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

- 12 陳情平成20年第60号、同第65号、同第76号、同第83号、同第85号、同第86号、同第87号、同第91号、同第144号、同第150号、同第190号、同第191号、同第200号、陳情平成21年第19号、同第38号、同第58号、同第59号、同第66号、同第69号、同第88号、同第91号の2、同第103号、同第104号、同第110号、同第111号、同第120号、同第122号、同第128号、同第144号、同第147号、同第171号、同第174号、同第175号、同第201号、同第202号、陳情平成22年第6号、同第9号、同第10号、同第12号、同第17号、同第18号、同第43号、同第61号、同第71号、同第82号、同第96号、同第130号、同第141号、同第142号、同第158号、同第163号、同第168号、同第169号、同第192号、同第204号、第12号、第26号、第53号、第73号、第83号、第98号、第99号、第114号、第123号、第125号、第126号、第138号、第146号、第155号、第160号、第166号、第169号、第170号、第173号、第176号、第177号、第178号及び第188号
- 13 閉会中継続審査・調査について

出席委員

委員長	當間盛夫君
副委員長	山内末子さん
委員	島袋大君
委員	吉元義彦君
委員	照屋守之君
委員	浦崎唯昭君
委員	高嶺善伸君
委員	新里米吉君
委員	前田政明君
委員	金城勉君
委員	糸洲朝則君
委員	新垣清涼君
委員	上里直司君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室	長	又吉進君
基地対策課	長	親川達男君
企画部	長	川上好久君
企画部交通政策課	長	下地明和君
企画部地域・離島課	長	稲福具実君
生活安全部	長	前泊良昌君
刑事部	長	古波蔵正君
選挙管理委員会委員	長	阿波連本伸君
選挙管理委員会書記	長	比嘉徳和君

○**當間盛夫委員長** ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案、乙第1号議案、乙第3号議案から乙第7号議案まで、乙第47号議案から乙第49号議案まで、乙第53号議案の11件、平成20年陳情第60号外77件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、企画部長、警察本部生活安全部長及び刑事部長、選挙管理委員会委員長の出席を求めております。

まず初めに、乙第47号議案公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について、乙第48号議案公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議についての議案2件は、内容が関連することから一括して審査を行います。

ただいまの議案2件について、企画部長の説明を求めます。

川上好久企画部長。

○**川上好久企画部長** 乙第47号議案及び乙第48号議案、公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について、一括して御説明いたします。

平成23年第8回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の97ページをごらんください。

現在、沖縄県では復帰特別措置の規定により、市町村が公平委員会を設置す

るまでの当分の間、県人事委員会が公平委員会の事務を処理することとされております。

しかしながら、復帰後39年が経過し、激変緩和措置としての当初の目的は既に達成されたものと考えられることから、関係市町村の意向を踏まえ、当該規定による措置を終了し、地方公務員法に基づき事務の受託を行う予定であります。

この議案は、関係市町村と公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議をするため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであり、今後、宜野湾市ほか39市町村との協議を予定しております。

また、同じく100ページの乙第48号議案につきましては、一部事務組合及び広域連合と公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議をするため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであり、今後、倉浜衛生施設組合ほか23一部事務組合並びに沖縄県介護保険広域連合及び沖縄県後期高齢者医療広域連合との協議を予定しております。

説明は以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 企画部長の説明は終わりました。

これより、各議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** より中身をわかりやすくするために、質疑したいと思います。地方自治体において、沖縄県には人事委員会があって、人事委員会で処理する。市町村も人事委員会を設置していれば、公務員の問題とかが起きて、訴えがあった場合には独自で処理するが、めったにそういう事例がないので、ほとんどが設置していないと。今、資料を見ると那覇市以外は設置していない。したがって、那覇市以外の40市町村で設置されていないので、その事務は現在、県がやっている。ところが、それは通常市町村から県に委託されるべきことなのだが、復帰特別措置でそれをやらなくても、県が一括して今までやっていたと。こういうことですか。

○**川上好久企画部長** 今の話で、大筋そういうことでございますけれども、た

だ、なぜ沖縄県がかわりにやってきたかということについては、復帰前の市町村等において人事委員会、それから公平委員会の制度がなかったということで、激変緩和という意味合いで、県でそれをやってきたという流れです。ただ、激変緩和も39年経過しましたので、他県と同じような形で、それぞれの自治体の権能を果たしてもらおうという形で本来の姿に戻すということです。ただ、全国でも大体35%ぐらいは県に委託している状況です。そのような形で整理をして、関係市町村とは2年前から話し合いをして、このようなことで了解を得て、今回、議会の議決を得るということを出しているところでございます。

○新里米吉委員 本来のあるべき姿に戻すということで、今まで規約もなかったと。ですから規約をつくって、ちゃんとさせましょうということだと思っておりますが、実態としてこの間、那覇市を除く市町村から公平委員会で取り扱うようなものは、大体どの程度あったのですか。

○川上好久企画部長 これは過去39年間の累計ですけれども、不服申し立てに関するものが85件、勤務条件等に関する措置要求が206件等々で、合計323件という件数が上がっております。

○新里米吉委員 もっと少ないかなと思ったら、結構あったのですね。まあ、那覇市以外の全部の市町村ですから、それぐらいあるのかと今、思ったところでは。それと乙第48号議案との関係ですが、これも同じような趣旨ですか。

○川上好久企画部長 そのとおりです。

○新里米吉委員 そうすると、平成23年第8回沖縄県議会（定例会）議案（その2）102ページの別表に載っている組織、団体等については、これまでも県が取り扱ってきたということですね。

○川上好久企画部長 そのとおりでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 規約の第3条の経費ですけれども、これまではどのようなになっていたのですか。

○川上好久企画部長 これまでは県で、この費用については支弁しておりました。

○新垣清涼委員 経費は甲が負担するとなっていますよね。それは、市町村が負担するということですよね。

○川上好久企画部長 そのとおりです。

○新垣清涼委員 そうすると、これからは市町村にその分の負担がかかるわけですね。その費用はどれぐらいですか。

○川上好久企画部長 ここにあります40市町村と27の一部事務組合等の合計で、おおむね150万円ぐらいです。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第47号議案及び乙第48号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、企画部及び選挙管理委員会関係の陳情第160号の審査を行います。

ただいまの陳情について、企画部長及び選挙管理委員会委員長の説明を求めます。

まず、選挙管理委員会委員長の説明を求めます。

阿波連本伸選挙管理委員会委員長。

○阿波連本伸選挙管理委員会委員長 選挙管理委員会及び企画部に関する陳情案件につきまして、お手元の総務画委員会陳情に対する説明資料により処理方針を御説明申し上げます。

目次1ページをごらんください。

選挙管理委員会及び企画部関係の陳情につきましては、新規が1件となっております。

それでは、新規の陳情について、御説明いたします。

1ページをお開きください。

陳情第160号沖縄県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する陳情について、御説明いたします。

県民を代表する県議会議員、各会派の意向、及び県内市町村の選挙公報の発行に関する条例案を提案するという選挙公報を発行する機運にかんがみ、選挙公報の発行が望ましいと考えております。

以上で、選挙管理委員会に関する陳情案件の処理方針の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 選挙管理委員会委員長の説明は終わりました。

次に、企画部長の説明を求めます。

川上好久企画部長。

○**川上好久企画部長** 続きまして、企画部より御説明いたします。

沖縄県選挙管理委員会からの、県議会議員選挙における選挙公報については、発行することが望ましいとの考えを踏まえ、県としては、選挙公報発行に関する条例制定等に取り組んでまいります。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 企画部長の説明は終わりました。

これより陳情第160号に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 条例は、いつ提案する予定ですか。

○**川上好久企画部長** 平成24年2月議会に上程する予定でございます。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○**照屋守之委員** 陳情者の島袋純副会長—沖縄県明るい選挙推進協議会。こういう方がわざわざ県議会にそういう陳情を出すこと自体が、私は非常に異常に思うのです。本来は、選挙管理委員会と一緒に推進すべき立場の人だと理解しておりますが、なぜ、こういう人がこういう陳情を出さなくてはならない事態に陥ったのですか。

○**阿波連本伸選挙管理委員会委員長** 今、照屋委員から御指摘があったように、私も全く同感であります。彼は身内なのです。言ってみれば、選挙管理委員会と沖縄県明るい選挙推進協議会は車の両輪なのです。ですから、選挙管理委員会委員長あてにも要請文は届いております。それだけで私はおさまると思っていたのです。しかし、後で聞いたら皆様にも御迷惑をかけるような、県議会にも陳情書を出していると聞いたので、少々身内の不始末を表に出したかなと思っております。

これまでの経過を説明しますと、選挙管理委員会の定例会議は、土曜日、日曜日にかからなければ、毎月21日午後4時から開いております。緊急の場合には随時、臨時会議を開いております。9月の時点で、選挙管理委員会事務局の資料に基づいて、委員4人で協議した結果、しばらく様子を見ようではないかという発言をしたのです。年が明けての県議会議員選挙における広報を発行する、しないの結論は、正直に申し上げまして、見送るという決議はしておりません。ただ、マスコミから説明を求められたので、当分は見送る方向で静観したいという発言—見送るという言葉は、私の記憶では使っていないのですが、そういう発言をとらえて、マスコミの皆さんが見送ると決定したと述べているのです。

10月、11月初めにわたって、県議会各会派の意見を徴収しようということで、文書ではなくて、口頭でお願いしました。その意見も、手元に届いた集約によると、大多数が選挙公報の発行、発行に関する条例を制定することについて賛成であるという御意見だったのです。それで、先ほど説明の要約で申し上げたように、そういう沖縄県民、有権者の代表である皆様方の意向もそうになっている。それから那覇市、糸満市が、豊見城市、与那原町に続いて12月議会で条例制定の意向があるという情報もその後入ってきたので、再度11月21日の定例会議にかけまして、この際、選挙公報の発行について選挙管理委員会の最終的な

意見を出そうということで、発行について一発行に関する条例が制定されて、それに基づく発行を事務局として担当するという決議を、4人の委員全会一致で決めた次第であります。これがおおよその流れであります。

○照屋守之委員 ですから、非常に情けないのは、きちっといろいろな検討課題とかも含めてやろうとしているのに、こういう組織の肩書を持った人がマスクミでも相当批判しているのですよ。自分の役職を辞してでも、そのようなことをやるところまでやって、あげくの果てには、選挙管理委員会がきちっと経緯を踏まえてやるにもかかわらず、あえてこういう肩書でやるのは異常ですよ。私だったら、こういうのは個人名でやりますよ。ですから、わざわざ身内のそういうものをさらけ出してまで県議会でこういうことをやって、何なのかなということがありますので、ぜひ、これは組織の中で議論してください。こういうことをしたら、県民に対して、選挙とかそういうものの信頼性が損なわれて、情けなくなりますよと。お願いだから、こういうぶざまなことはしないでくださいということで、きちっと整理してもらえませんか。

○阿波連本伸選挙管理委員会委員長 御指摘の点は一々ごもつともであります。言ってみれば、選挙管理委員会は沖縄県明るい選挙推進協議会の事務局を預かる部署になっておりまして、こういう事態が発生したことは、すべて私、委員長の不徳のいたすところで、心からおわびします。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 公職選挙法との関係ですけれども、今、告示すると翌日から投票ができますよね。そうしますと、この広報は何日一要するに告示して、受付して、何日での発行を想定されているのですか。

○比嘉徳和選挙管理委員会書記長 投票日の2日前までには配布することになってございます。

○新垣清涼委員 既に36都道府県がこの選挙公報を出すことになっているようですから、ぜひ公職選挙法についても、本当にこの選挙公報を発行して、有権者がこれを見て、投票するきっかけになるように。今おっしゃるように、投票日は最後の日ですよね。最後の日から2日前となると、その前に既に投票一最

近は、期日前投票でかなり多くの方が来ます。そういう意味では、その皆さんが選挙広報を見ずに投票する可能性も出てきますので、この辺の仕組みをぜひ上に上げていただいて、全国でも議論していただきたいと要望しておきます。

○比嘉徳和選挙管理委員会書記長 要望については承りまして、全国でも考えるような形で検討させていただきたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員 最近、選挙の投票率が下がっていると危惧されている中で、今回、こうして選挙公報が発行されるということは、投票率アップにつながっていくかなと期待できるのですけれども、前回の投票率を教えてくださいか。

○比嘉徳和選挙管理委員会書記長 今、手元に数値は持っていませんけれども、現時点ではだんだん下がる傾向にあると認識しております。

○山内末子委員 今回、こういう広報を出すことによって、前回の投票率からどの程度アップをしていこうという、そういう目標値は持っていますでしょうか。

○比嘉徳和選挙管理委員会書記長 選挙公報の発行に際して、選挙公報を発行している各都道府県を調査してございます。選挙公報発行前後で、投票率がアップしたか、下がったかということ調査した結果、残念ながら投票率が下がったところが多くございました。ですから、選挙公報と投票率は、その間にさまざまなファクターが絡んでいますので、直接結びつくものではないのですけれども、選挙公報の発行も1つの手がかりとしながら、投票率の向上につなげていけたらと考えております。

○山内末子委員 アップしたというお答えが聞けたらと思っていたのですが。もちろん、それは広報だけではなくて、いろいろな状況ですとか—これがアップのツールになって、これをきっかけに投票率向上についても、ほかのいろいろな面についても、しっかりと選挙管理委員会の中で協議しながら、先ほど照屋委員からあった内部のいろいろな問題もあることでしょうけれども、しっか

りと投票率向上については、これからたくさん選挙がありますので、ぜひ、その辺の考え方を進めていただければと思います。最後に、選挙管理委員会委員長の御決意をお願いいたします。

○阿波連本伸選挙管理委員会委員長 9月、10月、11月の定例会議でおっしゃる点も十分検討させていただいております。9月の会議でしたが、36都道府県で投票率が上がった県がないのです。これは2800万円ぐらいかかる予定ですから、費用に見合う効果が果たして出るのかという議論が出たのです。おっしゃるように、金をかけるからには1ポイントでも、0.5ポイントでも投票率をアップさせたい—これは願望であります。そういうことでやっていきたい。

それから、皆様に一つ認識をしっかりとっていただきたいのは、国政—参議院議員選挙、衆議院議員選挙及び知事選挙については、公職選挙法で選挙広報を発行しなさいと義務化しております。しかし、県議会議員、各自治体の首長、市町村議会議員については任意制をとっております。したがって、それぞれの議会で条例を制定して、発行するという流れになるわけです。ですから、皆さん御承知のように、県財政は厳しい面がありますから、一番悩ましいのは費用が大分かかるけれども、果たしてこれだけのお金がかかって、投票率—投票率ばかり申し上げて悪いのだけれども、有権者に対して情報を提供することは、基本的な正解です。正しいということで、前向きに取り組んだという次第であります。

最後に、ひとつお願いしたいのは、この選挙公報は選挙運動の一種です。誤解しないでください。陳情者は、そこら辺で誤解があるのではないかという感じも受けましたので、1点だけつけ加えさせていただきます。

それから、これは皆様に強いお願い—あくまでもお願いですが、次に立候補される場合には、立候補者自身がしっかりと投票率アップにつながるように、御協力をよろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、陳情第160号に対する質疑を終結いたします。
阿波連本伸選挙管理委員会委員長、御苦労さまでした。
どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、陳情第160号を除く企画部関係の陳情平成20年第60号外36件の審査を行います。

ただいまの陳情について、企画部長の説明を求めます。

継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

なお、陳情平成20年第150号につきましては、知事公室関係の陳情審査のときに一括して説明を求め、審査を行いますので、御協力をお願いいたします。

川上好久企画部長。

○**川上好久企画部長** 企画部に関する請願及び陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会請願及び陳情に対する説明資料により、処理方針を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、目次の1ページから5ページにかけて、陳情の一覧表がございます。企画部関係の陳情につきましては、継続の陳情が33件、新規が5件となっております。

継続審査になっている陳情については、変更はございませんので説明を省略いたします。

それでは、新規の陳情について、御説明いたします。

新規陳情5件のうち、39ページの陳情第176号は、34ページの陳情第73号平成23年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情の2と経過・処理方針等が同じでありますので、説明を省略いたします。

37ページをお開きください。

陳情第169号旅客船に係る軽油引取税特例措置の延長・拡充に関する陳情について、御説明いたします。

旅客船等に使用される軽油の免税措置については、平成24年3月31日までの時限措置として延長されておりますが、当該措置が廃止された場合、離島航路においては運航経費に占める燃油費の割合が高いことから、航路事業又は住民生活に影響を与えるものと考えております。

県としましては、離島航路の確保・維持及び離島住民の交通コストの軽減を図る観点から、軽油引取税の特例措置の延長について、平成23年11月に九州地

方知事会を通じ国に要望したところでは。

続きまして、38ページをお開きください。

陳情第170号島嶼県・沖縄県民の足・観光立県のアクセスとしての航空輸送の拡充に関する陳情について、御説明いたします。

1番の沖縄県の経営への関与についてですが、県は、離島航空路の確保・維持を図る観点から、両社に対し、今後とも適宜意見を述べていきたいと考えております。

2番の航空法第105条第2項に該当するかについてですが、航空運賃の設定は航空会社の判断で行われており、届け出の際、国がその妥当性を判断することになります。スカイマーク株式会社（SKY）の那覇―宮古線の運賃につきましても、国が妥当性を審査し、航空法第105条第2項に該当しないと判断したところであります。

3番の離島路線へ乗り継ぐ場合の運賃についてですが、離島路線へ乗り継ぐ場合の運賃は、航空会社において設定することが可能となっております。

4番の羽田空港発着枠の配分については、基本的には株式会社日本航空（JAL）グループ内での調整によるものでありますが、県としては、路線を拡充・強化する観点から、同社の意向も踏まえ対応したいと考えております。

続きまして、40ページをお開きください。

陳情第177号交通手段としての空路における離島間格差の是正を求める陳情について、御説明いたします。

航空運賃の離島間格差が生じ、そのことに対して地域住民に不満があることについては、県としても理解をしているところであり、航空各社に対し那覇―石垣路線の運賃軽減の申し入れを行ったところであります。

しかしながら、運賃格差が生じたのは企業間競争によるものであり、既存航空会社としても、新規参入のあった路線においては特別運賃を設定するなど、経営戦略上の対抗措置をとらざるを得ないとの判断によるものと理解しております。

県では、離島住民の交通コストの低減を図るため、沖縄離島住民移動交付金（仮称）の事業化に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、41ページの陳情第178号石垣空港発着路線の航空運賃の低減を求める陳情については、ただいま説明しました陳情第177号と経過・処理方針等が同じでありますので、説明を省略いたします。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 企画部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○**高嶺善伸委員** 八重山に関する陳情ばかりで一深刻な問題ですので。まず、新規の陳情第177号についてお伺いします。SKYの参入については、11月26日に私が宮古に行きましたら、大変集客効果が高まって、宮古は観光客もふえて、活性化に大いに役立っているという話を聞きました。ですから、航空運賃が安くなることはよいと思うのです。それで、宮古と八重山の均衡となれば、SKYが石垣空港に乗り入れる可能性はあるのですか。

○**下地明和交通政策課長** 今、SKYは機材をボーイング737—800に統一しておりまして、現在の石垣空港では機材が無理であるということですが、新石垣空港ができましたら、参入したいという意向を一公式には表明しておりませんが、話は聞いております。

○**高嶺善伸委員** 私も新聞報道で、再来年の3月7日に新石垣空港が開港すれば、SKYが5便就航するらしいという話は聞いているのですが、それはほぼ確実な情報ですか。

○**下地明和交通政策課長** 西久保慎一代表取締役社長からじかに、一応そう考えていると伺いましたので、ほぼ確実ではないかと思えます。

○**高嶺善伸委員** そうすると、宮古同様に非常に安い航空運賃で行ける可能性が大きくなるものと期待しております。それで、今のSKYの機材は、今の石垣空港には離着陸できないという規格上の問題があるのですか。

○**下地明和交通政策課長** 機材をボーイング737—800に統一しているということもありまして、聞くところによると無理があると伺っております。

○高嶺善伸委員 機材の関係で、現在の空港に乗り入れできないことがわかりましたので、新石垣空港の開港を待つ以外にないですね。

もう一つは、航空機燃料税も引き下げしてほしいとあります。これは、確かに那覇―羽田間は航空機燃料税が本則の2分の1の、さらに2分の1で9000円。それが、那覇と離島を結ぶ路線は2分の1になっていないので1万3500円と、同じ那覇空港発着の航空運賃に係る公租公課であっても、離島に係る軽減率が低いので、これも那覇―羽田間と同じように2分の1にしてもらいたいという趣旨になっているのですが、その辺についての県の取り組みはどうでしょうか。

○川上好久企画部長 今回の税制改正要望で、那覇空港と同じ取り扱いにしてほしいという要望を出しているところでございます。

○高嶺善伸委員 国の対応の見通しはどうですか。

○川上好久企画部長 航空機燃料税については、現行は那覇空港で2分の1。離島は4分の3—これは全国の離島で一律です。県としては、観光産業がリーディング産業ということもあって、航空機燃料税の一段の引き下げを要望してまいりました。那覇空港も離島も6分の1にしてほしいと要望していたわけですが、今のところ、これに対して一実は、国も空港整備特別会計の財源が非常に厳しいと。一方で、県は那覇空港の滑走路増設を要望している状況の中で、6分の1に引き下げるという話がなかなか厳しい状況になっております。県としては、そうでありながらも、那覇空港と離島空港は同様にしてほしいということで要望をしているところでございます。

○高嶺善伸委員 公租公課の引き下げによる航空運賃低減効果は、やはり大きいと思いますので、ぜひ引き続き国と交渉してください。

それで、県は新たな沖縄振興計画の中で、この処理方針にも書いてありますように、沖縄離島住民移動交付金（仮称）の事業化に取り組むということで、これは公租公課の引き下げも含めて、割安の運賃で離島間の移動ができるようにやるという心強い事業化に取り組んでおられますが、これについてももう少し詳しく説明をお願いします。

○川上好久企画部長 東西1000キロメートル、南北400キロメートル—御承知のとおり、全国に離島はあるわけですが、広大な海域に点在する島々で構成された地域は沖縄県だけでありまして、生活の利便性、産業構造上の問題

とか、このことはこの間訴えてきて、ある程度国も理解されたと思っております。国は今回、平成24年度予算概算要求において一やはり、国も同じような形でこの課題をとらえていて、補助事業ではございますけれども、離島交通費の低減を打ち出しております。県はそれよりも拡充する形で、沖縄振興一括交付金（仮称）で沖縄離島住民移動交付金（仮称）という制度をつくりたいと考えておまして、現在、一括交付金制度がどのような形で決着するのか、まだ見えていないわけですが、それがある程度決着した段階で、その辺の制度設計をやっていきたいと考えております。

○高嶺善伸委員 現在もやっていただいている小規模離島の航空運賃低減、私は大変効果が大いとおっております。それで、その条件になっている離島だけではなく、宮古島や石垣島のように病院もある、高校もある、ダブルトラックでもある、そういったところも含めて沖縄離島住民移動交付金（仮称）の対象にする制度設計について、ぜひ取り組んでもらいたいと思いますが、その辺の県の考え方、取り組み状況はどうですか。

○川上好久企画部長 内閣府の今回の概算要求の中では、確かにダブルトラックがある石垣島、宮古島は外しております。ここはやはり、制度設計上難しいところもあろうかと思っておりますけれども、県としてはどうしても、そのような状況であっても、鉄道でつながっている他県と比較してまだ高いのではないかという意識を持っておまして、これについて何らかのアプローチができないのか、その全体を対象とした制度設計を今、検討しております。

○高嶺善伸委員 ぜひ、よろしくをお願いします。

それで、やはり人だけではなくて—SKYは人だけを運んでいるらしいのですが、ゆうパックであるとか、いろいろな特産品の輸送ですね。先日聞くと、例えば、市場価格の半分ぐらいは輸送費だという話も聞きました。そういった物流コストの問題も航空運賃や船賃の分—例えば、モズクなども船輸送ですが、運賃が高いこともあるので、前に御説明があった流通コスト低減事業、これは新たな沖縄振興計画の中でどのような位置づけになっているのですか。

○川上好久企画部長 現在、流通コストの軽減について、農林水産部と商工労働部で仕組みを検討しているところでございます。

○高嶺善伸委員 次に、陳情第170号で羽田空港発着枠の配分とあるのですが、

S K Yは那覇一羽田間もかなりの便が飛んでいて、会社の運営上、ドル箱路線に参入していることも大変よいらしい。日本トランスオーシャン航空株式会社（J T A）も勝負して、那覇一宮古の運賃を引き下げたために赤字というか、経営を圧迫するような状況にあつて、今後、継続した運行ができるためには、那覇一羽田路線をふやしたい意向を持っておられるようです。今回の陳情についても、同社の意向も踏まえて対応したいとなっているのですが、J A Lから配分される枠ではなく、県民の翼として、J T Aで那覇一羽田間の発着枠を確保するということでの取り組みはどうでしょうか。

○下地明和交通政策課長 国としましては、前回の発着枠の割り振りについては、それぞれの系列の会社、その系統に割り振るということで、最終的にはJ A Lに割り振られた枠の中から、それぞれの子会社といいますか、系列のエアラインに割り振るという作業が行われたということです。J A Lの方針として、それぞれの役割分担を考えているということで、今、J T AにJ A Lから那覇一羽田路線を割り振られているのは、0.5便という状況だと聞いております。

○高嶺善伸委員 ですから、J T Aの歴史をさかのぼれば、南西航空から始まっているわけですから、唯一飛行機でしか移動できない沖縄県の県民の翼である南西航空がJ T Aになった。しかし、J A Lの子会社だから那覇一羽田間が1便さえもとれないということは、沖縄県の航空政策として、国に対してもう少し強く出るべきではないかと思うのです。ですから、やはり県民の翼として1社扱いにして、ぜひ羽田空港発着枠をとると。それによって離島で赤字になった分を補てんして、従来の路線が維持できるような、トータルでの航空政策をやったほうがよいと思うのです。そういう意味で、J T Aを1社扱いにして、ぜひ羽田発着枠を5便ぐらいとれるように、そういう取り組みを知事を先頭に一我々議会も応援しますので、やろうではないですか。企画部長、どうですか。

○川上好久企画部長 離島県である沖縄県にとって、航空路線の維持・確保、拡充は重要な課題だと思っております。現在のところ、J T Aも経営基盤の強化にいろいろと取り組んでいるようでございます。そのような基盤強化もやりながら、離島路線の維持、拡充ができるように、県としても支援できるところを支援していきたいと思っております。

○高嶺善伸委員 継続の陳情平成22年第169号に関連するのですけれども、石垣島と波照間島を結んでいる補助航路が運休することになっているのです。こ

れからさとうきびの操業も始まることだし、でき上がった黒糖の輸送もできないということで、公民館、地域の方々が大騒ぎして、何とか離島航路補助を継続して、この貨客船を運行させたいという切実な要望を持っているらしい。理由を聞くと、今まで不定期航路だった安栄観光が定期航路になったために、ダブルトラッキングになってしまったので、離島航路補助が打ち切られたと。したがって、もう運行しないことになっているらしいのです。安栄観光も旅客は運ぶけれども、あれだけ大型な機械などの貨物輸送はできないのです。ですから、どうしても波照間海運に運行を継続してもらわなければならない、そのための支援を考えないといけないのではないかと思うのですが、その辺についての県の対応はどうですか。

○下地明和交通政策課長 まさに委員のおっしゃるとおり、2社の運行体制となって波照間海運が赤字になりまして、運休するという通知が先週舞い込んできたのが現状であります。ただ、私どもの職員を石垣に派遣しまして、安栄観光、波照間海運、波照間製糖からいろいろと聞き取りや調整をさせました。それによりますと、波照間海運をすぐに運行再開させることは難しい様子ですが、安栄観光は参入してきた手前もありますし、責任を持って運ぶという回答をしており、今のフェリーで十分でなければ、船をリース、チャーターしてでも黒糖運搬の責任を果たすということも含めて話をしておりますので、今後とも農林水産部と一緒に調整して、特に製糖に支障のないようにやっていきたいと考えております。

○高嶺善伸委員 ぜひ今のように機敏に対応して、貨物の輸送等にも支障が出ないような、離島航路の保全をお願いしたいと思います。それで、今までせっかく離島航路補助をもらっていたが、そういうことで打ち切られるのではなく一飛行機もない。航路の関係上、波も高いですよ。ですから、1社に航路を任すだけでは離島の安全な輸送は確保できないことから、引き続き離島航路補助が受けられるように一県離島航路確保維持改善協議会がありますよね。そういったところで検討して、国に補助事業の継続をお願いすることはできないですか。

○川上好久企画部長 現状は、単一の航路で生活物資、郵便・親書などを運ぶ航路で、なおかつ赤字である厳しいところに補助を出すスキームです。これは全国一律です。それ以外のものでやれるかどうかということについては、ほかの県の離島の状況も含めて、少し情報収集しながら、研究させていただきたい

と思います。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 38ページの陳情第170号の関係ですが、JALとJTAの関係から説明してください。

○**川上好久企画部長** JTAの株式の70.1%をJALが保有して、JTAはJALの、言ってみれば系列会社という位置づけになっております。

○**新里米吉委員** 系列会社は、事実上の子会社のようなものかと思うのですが、先ほども話がありましたが、羽田空港乗り入れの枠は、JALグループの中で協議する以外に方法はないのでしょうか。

○**川上好久企画部長** 羽田空港発着枠については、国土交通省が方針を示していない状況でありまして、現状はJTAもJALの、言ってみれば子会社といえますか、系列の中でありまして、JALの配分の中で動いているような状況ですけれども、JTAがみずからそのような枠を確保したいという一少なくとも、経営陣がそのような考え方を持つのであれば、県としてもその辺の状況を聞きながら、支援できるところは支援していきたいと思います。

○**新里米吉委員** JTAと県の関係はどのようになりますか。

○**川上好久企画部長** 県は、JTAに12.9%の出資をしております。

○**新里米吉委員** JTAになる前は、どのぐらいの株を持っていたのですか。

○**川上好久企画部長** 率をそのまま出すことは難しいのですが、さきの代表・一般質問でもありましたが、昭和42年に日本航空は51%、沖縄関係は49%ということで—これは民間を含めてでございます。県はその後、いろいろと増資とかもありますけれども、昭和51年に増資したときから12.9%の出資率を維持しまして、そこからずっと12.9%の割合で今日まで来ています。以前の割合は、数値が手元にございませぬ。

○新里米吉委員 さっきの昭和42年の話は、県も沖縄の経済界も含めての49%でしょう。そのときに県は12.9%だったのか、もっと高かったのかを聞いているのですよ。県は幾らかと聞いているのです。

○川上好久企画部長 その当時の数字を手元に持ってごさいません—先ほどの答弁を訂正いたします。

昭和42年当時は民間企業が49%。那覇空港ターミナル株式会社が25.5%とか、そのような民間企業が49%を持っていて、琉球政府は持っていなかったという状況でございませう。昭和51年に増資したときに、沖縄県は12.9%の出資率を持ちまして、それ以降は増資のたびに12.9%という形で今日まで来ております。

○新里米吉委員 12.9%を持っていて、一定のJ T Aの経営に対する発言権はあると思うのですが、たしか本会議でも取締役にも1人派遣していると聞いたのです。そうすると、今起きているこういった問題について—陳情の中身については、我々も賛同できないものもあるわけだけれども、とはいっても、値下げ競争で沖縄では赤字、どこかで黒字を出さなければ経営できないと。S K Yはそれができる。J T Aはそれができないとなると、あとはJ T Aがつぶれるしかないですよ。つぶしたほうがよいのかどうかという問題になるわけです。つぶすといろいろと問題が起きますよね。そこら辺をどう考えていますか。

○川上好久企画部長 離島航空路線の維持・確保は、沖縄県にとって本当に重要な課題です。特に、場所によりますけれども、このように宮古—那覇、それから石垣—那覇は幹線でございますので、その辺の路線数だとか、運賃だとか、この辺は県民にとって重要な課題だと思っております。そここのところをJ T Aがしっかりと経営を安定させながら、サービスを提供できるような形で維持していく。県もこれに期待していますし、支援していかなければならないと思っております。

○新里米吉委員 この陳情の要望事項2のように、航空法第105条第2項に該当する云々というものを我々も、はい、そうですか、と言うわけにはいかない。それは該当しないという回答を政府は出しているわけで、そうであれば、会社がそれをやらないといけないわけですが、会社はやろうとする気はない。労働組合がこの陳情を出していますよね。労働組合と会社の間で意見が一致しているわけでもない。そうですよね。答えてもらえませんか。

○下地明和交通政策課長 委員のおっしゃるとおり、経営者側、労働組合側が必ずしも全面的に一致しているとは限らないです。

○新里米吉委員 それは政府が該当しないと言っているわけですから、それを県議会が該当させなさいという陳情は少し無理がありますし、しかも、運賃値下げ競争で宮古島はむしろ喜んでいるわけですから、それはおかしいよと言うことは県議会ができませんでしょう。とはいっても、J T Aをこのまま放置したら、つぶす危険性もあるわけで、それも困ると。とりわけ沖縄の各離島に飛んでいるわけですから、そういう航空会社がなくなっても困るし、もう一つの非常に大きな問題は皆さん御存じだと思うが、このことによって恐らく非常に、物すごい弊害を受けるところがありますよね。例えば久米島。先ほども話があったように、一方は人を乗せてもうかろうということで、一方は人も乗せて、クルマエビなども乗せていると。この会社がなくなったら、久米島のクルマエビも一緒に経営破綻を起こすことも懸念されるのではないかと思うのですが、そこはどうですか。まだ参入はしていないのだけれども、参入してきたら大変なことになるよ。

○川上好久企画部長 久米島の話もこの間、いろいろ話題としては出ているわけでございますけれども、J T Aの経営改善の中で、そのような影響が出ないような形で、県としてはJ T A、それからまた向こうは琉球エアコミューター株式会社（R A C）も飛んでございますので、その辺を全体としてどのような形でやっていけるのか。そこは状況を注視しながら、影響が出ないような形で、県としても対応していきたいと考えております。

○新里米吉委員 問題は、那覇から県内離島を結ぶ空路は収益が上がらない。収益が上がる那覇から県外、一番は羽田路線なのだけれども、J A Lグループの中でなかなか割り当てがないし、そういう中でJ T Aの会社としても、恐らくJ A Lに物言いができない実態だろうから、何も言わないのだろうと。やむなしと受け取っているのではないかと一表ではそれでよいといった発言があるわけです。そういう中で、福岡路線などは一部J T Aにも与えられて、それが割と収益が高い。一番高いのは羽田路線なので、働いている人たちからすれば、羽田路線の枠がもらえれば、何とか会社を維持できるのではないかという考えがあって、労働組合は恐らく発言しやすい立場にあるでしょうから、率直にそういうことを言っている。しかし、会社はJ A Lグループの中でなかなか物言いができないでいる—ということかなと、あくまで推測しているのです。しか

し、多分これはほぼ間違いないことだろうと思うので、そこでJALとJTAの関係、JTAと県との関係を聞いたのです。そこら辺を県も理解した上で、JALが立ち行くような一さきの運賃競争について、我々がどうこう言える話ではありませんから。競争しているわけで、そこに対して県議会がどうこう言える話ではないし、立ち行くようにするには、やはり本土枠—とりわけ羽田発着枠についての県としての考え方を整理して、JTA、場合によってはJALとも相談をする、話し合いを持つという姿勢を持ち切れるかどうか。これは沖縄の離島の航空路線を守っていくという意味では、非常に大きな問題だと思っていますが、どうですか。

○川上好久企画部長 今の話は、この間、日本の航空行政といいますか、制度改革によってダブルトラック化とか、運賃の設定とか、いろいろな形の制度改革の中で、それぞれの民間企業が苦心している中で出てきた課題だと思っています。また、JTAはJALの子会社ということで、なかなかみずからの判断だけでは動きにくいところもある。それは委員が言われる状況もあろうかと思えますけれども、しかし、県の立場としては、やはり離島県、これだけの離島を抱えていて、路線をどう維持していくのか。そこはJTAが意識的に、経営戦略としてこうありたいという方向を出してもらわないといけないわけですが、それによって県益に資するのであれば、県としても積極的に支援して、県民の利便性を確保していくということは、基本的な姿勢として持つておかなければならないと思います。具体的には一方策はいろいろあろうかと思えますけれども、先ほどの羽田路線の話も、国との関係だとか、その辺の情報を収集しながら、県として対応していきたいと思っています。

○新里米吉委員 あとは要望ですが、JTAともよく話し合いをしないといけないでしょうし、私は、要請に来た労働組合の方にも言ったのですよ。まず、自分の会社を動かせよと。それが労働組合のやるべきことでしょうと。そして、会社は非常にやりにくいでしょうと。いや、そんなこと言っていられないだろうと。自分の会社の姿勢をはっきりさせろよと。私も労働組合の委員長をしていたけれども、当然、県議会に要請する前に自分たちのやるべきことが労働組合にはあるわけで。教育長と交渉したりとか、その中で解決することが大事であって、すぐ県議会に持ち込んでくるのは自分たちの任務の放棄だよということを、厳しく言ってあるのです。とりわけ要望事項の2については、これはとんでもないと。こんなの県議会ができるわけないよとかなり厳しいことは言いながら、しかし、やはりJTAを残すことも大事であるとお互いで共有し、

県も一会社もJALグループの中で物言いができないのかもしれないけれども、会社ともよく話し合いをして、JALとも話し合いをした上で、お互いの意見が一致できるのであれば、県も議会も一緒になって国土交通省に要請することも必要になってくるのではないかと。その前に、まず県がJTAやJAL等と話し合いをして、どうしたほうがよいのか、そこら辺をお互いに話し合っ、沖縄の離島の翼を消さないように守っていくという姿勢を持っていただきたいなと思っています。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○**照屋守之委員** 38ページ、陳情第170号の離島航空運賃です。これは非常に難しいですね。要するに、SKYがこういう形で出てきた。時代の流れによってそういう形、そういうものをやれば売れるだろうということで喜ばれている。では、今のJTAはどうやらないといけないか。そのことについて県に主導権を譲ると言ったとしても、やるのであれば県有化するかどうかですよ。県が丸ごとJTAを引き取って、こういうものをやれるかどうか、というところまで覚悟を決めないとかかわれないですよ。今のように経営陣と労働組合が対立して、考え方が違う会社をどうやって県がやりますかという話ですよ。今は離島のことだから、非常に人情的に、何とかしなければならぬ、やらないといけないということはあるのだけれども、経営体はどう考えるかが非常に大事なのですよ。どうとらえていますか。経営陣も含めて、今後どのように経営しようとしているのか把握していますか。

○**川上好久企画部長** JTAは、今期は経常利益を出しているわけですがけれども、今後は機材の更新など課題もかなり山積していると、県としても承知しています。そのことを踏まえて、現在、JTAでは経営基盤強化のための構造改革をやっているわけでございますけれども、県としてもこういう企業としての動きを注視していきたいと思います。県が支援するとすれば、離島航空路運行補助制度等があるわけでございますけれども、この辺も継続して実施しながら、離島路線維持のために支援していくということと、まずは彼らの動きを見ながら、そして県民の不利益は生じない形で、対応をしっかりとっていく必要があるかと思えます。

○**照屋守之委員** ですから、ある程度利益があるときに、企業はその先をどう

するのかということを見据えるべきでしょう。SKYが参入するという事はわかりきったことですよ。そのときに利益があって、内部をしっかりとコストダウンさせて、新たな展開をしていくということは、それぞれの企業体が考えることですよ。これができないからといって、公が何とかしなさいと言ったとしても、県にはその能力もノウハウもないのに、できるわけがないですよ。ですから、基本的には今の経営陣と労働組合がもっとしっかりと話し合いをして、SKYが来ました、我々はどうしますか—既に遅いですがけれども。本来は来る前ですよ。そこにどう太刀打ちしていきますか、今、経常利益はどのぐらいありますよ、これを3カ年かけてこのような仕組みをつくれれば、何とか太刀打ちできますね、しっかりとやらないといけませんね、これは国にも県にもお願いしましょうねという形でやるべきでしょう。経営は厳しいですからね。こうだから何とかしてあげたいですね、やってあげたいですねということでは通らないのですよ。ですから、その辺を経営陣がしっかりと考えることで—JALはJALで問題を抱えているから、JALができるはずがないわけですよ。100%依存している会社はいざとなると非常に弱い。まさにその実例があらわれているわけですよ。これをどうバックアップしていくかということですが、県がしっかりとかがわっていくのであれば、県が経営自体を引き取らないといけませんよ。そのぐらいの覚悟を決めてやっていくのか、今の状態をどういう形で、JTAも経営ができるようなアドバイスをしていくのかという選択ですよ。ですから、専門的な方々ももっとしっかりと勉強して、アドバイスしていかないと。県にはそういう経営能力はないのに。その辺のサポートをどうやっていくかということは、はっきりさせたほうがよいと思いますよ。だから労働組合も経営側も、それぞれ別の考え方で県にいろいろ要請するわけでしょう。それを統一したほうがよいですよ。いかがですか。

○川上好久企画部長 確かに、離島県における航空路線は—その意味合いは非常に重要ですがけれども、基本的にはそれぞれの企業体として、まずはその方向を示していくことが基本であろうということは、そのとおりだと思います。それを踏まえて、県としてどのように考えるかということが、次の段階であろうかと思っています。

○照屋守之委員 どんどんそのようなものを行った上で、企業体がぎりぎりですよ、SKYに太刀打ちするのもぎりぎりだよと。離島の生活支援とか物資の輸送も含めて、どうしてもこの分はないといけませんね、この分が赤字ですよ。この分について何とかありませんかということが出てくるのであれば、こ

れは何とかしようがあるわけですよ。ですから、いろいろな経営コストをぎりぎりまで詰めて、何とかここの部分をお願いしますと。これは経営側も労働組合も全部一致した考え方ですよ、この赤字分を何とか考えてもらえませんかということを出すべきですよ。そうすれば、みんな一緒にこれだけ努力して頑張っているんだな、よし、県議会も、あるいは県も一緒に応援してあげようということになりますからね。ですから、そのようなものを示してもらって、早目に対策を打ち出すように対応させたらよいですよ。

○川上好久企画部長 先ほど申しあげましたように、J T Aでは経営基盤強化のための構造改革を計画、実施していますので、県としてもその動向を注視していきたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
上里直司委員。

○上里直司委員 離島航空運賃の件でお尋ねいたします。今出ている小規模離島の航空運賃補助ですけれども、離島住民と高校生の割引もありますけれども、3割でしたか。その割引率は、何に基づいて算定されているのでしょうか。

○下地明和交通政策課長 今、委員がおっしゃる根拠については、明確な根拠があったわけではなくて、普通運賃の約半分ぐらいであれば、それでよいと住民の方々も納得してもらえる。私どもが今まで言ってきたJ Rの特急料金により近づくということも含めて、それがたまたま離島往復割引の3割引きだったということでございます。

○上里直司委員 私が本会議でも提起したというか、この金額が離島運賃の半額ぐらいだったら満足するだろうということではなくて、幾らという額が妥当であるという、ある程度の物差しが必要なのですよ。私は今、宮古一那覇間が5000円ぐらいですから、5000円がよいのではないかと思いますし、5000円がだめだったら、7000円でも8000円でも一その5000円というものは、一つの目安になるだろうと思っているのです。そこで今、お答えいただいた特急料金に基づくという話をしていましたけれども、那覇一宮古、あるいは那覇一石垣の距離数に換算して、例えば新幹線の運賃では幾らになるのですか。

○下地明和交通政策課長 正確な資料は持っていませんが、宮古一那覇間の約

350キロメートルで、8000円前後だったかと思います。

○上里直司委員 ですから、運賃を定めるときは、やはりそういう物差しが必要なのです。それに近づけるためにどういう補助を出していくのかは次に来るのですね。その中で、ある地域はダブルトラッキングどころか、トリプルトラッキングによって料金がぐんと下がったと。ある一方では、空港の使用状況で参入できないと。そこで差が生じているわけなのですよ。先ほどの高嶺委員の波照間の問題もそうですけれども、ダブルトラッキングではなくて、トリプルトラッキングぐらいの物差しを持って、ダブルトラッキングのところにも補助をするぐらいのものをちゃんと持たなければ、皆さんが今、やろうとしている石垣—那覇間もできないと思うのです。今の離島振興法だとか、小規模離島航空運賃低減の枠組みでは。どうやって那覇—石垣間の補助をしようと、どういう形で国と協議するのですか。県として、どういう形で方向を決めようとされているのですか。

○下地明和交通政策課長 まず今、トリプルトラッキング—SKYが宮古に参入したことによって出ている料金体系の件ですけれども、最安値の発表だけが前面に出ておまして、それが果たして何%提供されているのかわかりません。何日前の何割引きについても、何席提供しているのかわかりません。ですから、トータルで平均して、どれぐらいの提供価格になっているのか把握できないというところが—安値の報道ばかりが先走っていて、いろいろ誤解を招いている部分もあろうかと思いますが、今おっしゃるように、何をメルクマールにするのかという部分についてはなかなか難しいと。SKYが参入して2カ月間のデータを見ますと、我々は、これだけ安ければ9割方の搭乗率になるのではないかと恐れていたのですが、60%も達していない。54%ぐらいだという状況を見ますと、我々はそこら辺が分析し切れていない、読み切れていない部分で、今の価格設定にしても、あるいは今後の石垣への割引の適用、事業を適用するにしても、どういう形でできるのかとか、そういった問題で非常に今、考えあぐねているという実態でございます。

○上里直司委員 考えあぐねているにしても、ちょっとまとめていただいて。次の沖縄振興計画の目玉なのです。交通コストを削減する。これは、物流コストの低減にもつながるし、県もそこを打ち出しているわけですから、まず、早くメルクマールを決めてほしい。新幹線の距離でもよいですし、それとも定額制なのか—サービスを提供しているものの50%、60%だから、これが本当に

妥当なのかという話ではなくて、これにもっていけばどういう利用形態になるのかという目標を立ててから設定すべきですよ。ですから、まとめてないのでしたら、ぜひ検討していただきたいということは要望しておきます。

次に、波照間空港のことを私は前から申し上げていて、小規模離島の航空路線の補助をやっていても、結局、運休しているところがあるわけです。いろいろな要件はあるものの、ほかの一例えば、粟国への路線なども不定期というか、第一航空株式会社が参入したことも、補助があって、ある程度運行が継続できている事例だと思うのです。そうすると、波照間—石垣路線なども—もともと波照間—那覇だったのかもしれませんが、そういう路線の開設も、今後そういう補助があれば継続できるのではないかと私は思っているのですけれども、皆さんはどのような形で検討されていますか。

○川上好久企画部長 先ほど、委員から制度設計を早目にと言われましたけれども、その制度設計をする中で、やはり航空会社として運行できるということであれば、可能性もあろうかと思えます。

○上里直司委員 ということは、調査か何か、そういう小規模離島の話はやられる可能性はあるのですか。

○下地明和交通政策課長 今、委員がおっしゃるように、また、先ほど企画部長が答えたように、運行できる可能性があるのかどうか、あるいはそういう企業があらわれるのかも含めて、今後調査をしていきたいと思っています。

○上里直司委員 ぜひそういう調査をしてみて、各島々にとって、さっきの波照間の一航路はダブルトラッキングになったのだけれども、しかし、航路が安定して2つあるということは、生活物資をきちんと送ることができるし、住民にとっても移動が容易な環境になるわけですよ。ですから、航空路も同じことだと思いますので、ぜひ調査を入れていただきたいと思えます。

最後に、34ページ、沖縄県離島振興協議会から出ている陳情の離島フェアです。今回も随分盛況に終わったと思うのですが、今回の離島フェアの集計が出たのかわからないのですけれども、前回と比べてどれぐらい入場者数がふえたのか、あるいは、前回と比べてよりよくなった点を御紹介いただけませんか。

○稲福具実地域・離島課長 今回の離島フェア2011は、11月25日から3日間開催されました。昨年と比較しまして、今回の入場者数は約13万人で、昨年より

1万7000人ふえております。事業者数も若干ふえておりまして、取り扱う特産品も若干ふえております。

○上里直司委員 毎議会ごとに委員会で質疑していますけれども、入場者数がふえることはよいし、出店業者もふえることはよいのですけれども、収益という観点でどれぐらい効果があったのか。または、そういう物差しというか、皆さん自身が離島フェアを評価するに当たって、ここはどのように見ていらっしゃるのでしょうか。

○稲福具実地域・離島課長 収支という面では、なかなか個別の業者の集計とかはまだ見ていないのですけれども、基本的に実行委員会でやっているものについては、県の負担金と市町村からの若干の負担金、協賛金の範囲内でやっていますので、イベントとしての収支はとんとんといいますか、収支がとれている形でやっていますけれども、全体の一民間を含めての収支については、具体的に幾らという説明はできません。

○上里直司委員 私はずっと収支の話をしているのですよ。陳情者からすると、県補助金について一県負担金とおっしゃっていますけれども、その予算を確保すると。それは気持ちもわかりますし、そうだと思います。しかし、そこも確保しながら、どうやって協賛金も含めて一今、皆さんがフェア開始前に、わざわざ商談の時間まで設けているわけではないですか。例えば、そういうところにどれぐらい人が入るのか、契約したときにどれぐらい手数料がもらえるのかとか、とにかくお金が入る仕組みを考えないと。そこが今の問題かなと思うのですよ。補助金は必要ですよ。ただ、この事業はもうかる事業だと思うのです。そこは今回の反省を通じて、あるいは、今回の委託した事業者を通じて、何かそういう振り返るものは出てきていないのでしょうか。

○川上好久企画部長 離島フェアのそもそもの目的になりますけれども、これは平成元年度からですか、開始しまして、途中2回ほど台風に遭って、今回で20回ぐらいの開催になるわけですけれども、これはもともと離島特産品の商品力の向上、販路拡大、離島の情報発信を目的として実施されております。この離島フェアの経費そのものがペイできるようになれば、それにこしたことはないのですけれども、いかんせん今の段階では、離島フェアの開催経費を協賛金で賄えるような体制まではまだ至っていない。しかし、離島フェアの目的である特産品の商品力の向上だとか、販路拡大、情報発信については、かなりの成

果を上げてきていると見ております。毎年顔を出しているわけではないのですが、この間、20年間の離島フェアの状況、商品の状況を見ても、格段の差が出ているというか、レベルが上がっているなど。ただ、やはり離島ということでのコストの高さで厳しいところがあって、そういうものをどのように支援していくのか。これからの課題はあると思うのですが、そういう意味での所期の目的は徐々に達成されつつあると。ただ、このフェア全体を協賛金で賄えるほどの仕組みにはなり切れていない状況はあろうかと思えます。

○上里直司委員　ですから、今、私が言っているのは、そろそろ一支出はすれども、支出の質を変えなくてはいけないのではないですかと聞いているわけです。格段に上がっていることは、行ったらよくわかりますよ。それぞれの製品が本土のデザイナーと協力して、あるいは特別調整費だとか皆さんがやっている事業など、ある程度効果が出てきているわけです。商品力もアップしているわけです。そういう時代になりつつあるということで、補助金の支出のあり方を改めて考えてほしいという質疑をしているわけです。

もう一点、今回評価したいのは、フェイスブックとかツイッターなども用いて、事業者は随分情報発信されているのです。そういうツールもふえてきますから、ある程度の情報発信も、随分力を入れてきているなど思っていますので、ぜひ運営のあり方をもう少し民間の活力だとか、民間の知恵を取り込んで頑張っていたきたい。これを要望して終わります。

○當間盛夫委員長　ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員　さっきから出ています陳情第170号に関して、S K Yが参入するまでの運賃と現在の状況について、まずお願いします。

○川上好久企画部長　那覇一宮古のS K Y参入前と参入後の料金で申し上げますと、離島割引運賃の場合、参入前では那覇一宮古で1万1950円。S K Y参入後では7800円ということになっております。また、最安値で比較をしますと、S K Y参入前で6200円、参入後で2900円という形になっています。

○前田政明委員　最安値とは、どのような仕組みですか。

○川上好久企画部長　先ほど交通政策課長から説明がありましたけれども、搭

乗日より何カ月前に予約すると幾らとか、そのような設定がありまして、予約をした場合が2900円という状況でございます。

○前田政明委員 これは全席の何%とか、そういう感じになっていませんか。

○下地明和交通政策課長 今回の料金体系の件ですが、航空会社のすべてが料金体系を明らかにしておりません。何週間前に申し込めば、何割引がありますよというアナウンスはあるのですが、その提供座席が何席かについては、SKYだけでなく、ほかの航空会社も明らかにしておりません。

○前田政明委員 これは一般の我々でも何日前かに予約すれば、2900円になるわけですか。

○下地明和交通政策課長 提供座席があいていれば、当然適用されます。ただ、すぐ埋まる状況だそうです。なかなか難しいそうです。

○前田政明委員 先ほど搭乗実績がありましたけれども、宮古の新聞を見ると、10月の乗客が33%増ということですが、それぞれ航空会社の搭乗率というのですか、その現状を教えてくださいませんか。

○下地明和交通政策課長 すべてのデータがとれているわけではありませんが、10月だけはとれていますので、それでよろしいですか。

SKYが54.1%、JTAが70.7%、全日本空輸株式会社—ANAが58.4%となっております。

○前田政明委員 この間の企業収益というか、会社の経営状況がどうなっているのかという資料はありますか。

○下地明和交通政策課長 そういう月ごとのものはとらえておりません。

○前田政明委員 普通、採算ラインといいますか、搭乗率の割合は大体幾らぐらいとかありますか。

○下地明和交通政策課長 一般的にですが、65%から70%ぐらいと言われております。

○前田政明委員 通常価格で、大体そのような数字ということですか。

○下地明和交通政策課長 そうだと思います。

○前田政明委員 先ほどもありましたけれども、J T Aの位置づけですよ。S K Yが参入したけれども、結局、貨物は運ばないわけですよ。その場合、例えばJ T Aなり、価格競争で耐えられなくて一株主には沖縄県も入っていませんけれども、そういう状況になった場合に、先ほどほかの船のものもありましたけれども、大事な物流といいますか、そういうことからした場合、どのような考えですか。貨物を運ばない中での影響をどのように見えていますか。

○川上好久企画部長 このところはまさに課題でありまして、県としてやはりJ T Aにしろ、あるいはS K Yにしろ、民間企業の競争という側面もあるわけでございますけれども、ただ、県民の利便性の確保という観点からは、その動きも注意深く見きわめて、何らかの対応が必要になるのかどうか。そこはやはりしっかり見ていく必要があるかと思えます。

○前田政明委員 先ほど他の委員からもありましたけれども、国民の交通権、移動権というのですか、どこに住んでいても移動する権利があるという場合に、やはりそこに産業にしろ、農産物にしろ、なかなか交通・移動でしわ寄せが生じると。とりわけ人の移動ですよ。航空の自由化、規制緩和でグローバルな形での競争が激化しておりますけれども、そのときに一番被害を受けるところが離島とか、そういう意味でのしわ寄せが今、沖縄の中の小さい離島でも一さらに、先ほどのような、なかなか通常の運行ができない状況になっていると思うのです。そこで、沖縄における交通権といいますか、基本的な人権だと思うのですけれども、それを何によって確保するのかについては、J T Aが果たしてきた役割、沖縄の翼と言われていることに対して、沖縄県も株主になっている時点で、やはりそこは政策的にも、また、県民の基本的な、大事な移動する権利、それから物を運んで、産業がしっかりと成り立っていくという意味では、今の流れからして、皆さんは基本的にどういう認識に立っていますか。

○川上好久企画部長 ここは正直に言って、やはり難しいところがあるのかなと思います。先ほど申し上げたように航空行政、制度はこの間転々として変わっていく中で、J T Aもやはり民間企業ですから、その中で生き残るために、

みずから経営戦略を計画して、実行していくという流れがあらうかと思えます。そのことによって一例えば、SKYが参入してきたわけですがけれども、今の委員の御質疑のように、貨物の問題とか懸念はあるのだけれども、一方で料金という面で利便性は確保されている。そのようなものを全体的に見ながら、貨物もやはり重要な話なので、県として県民生活に影響があるものについてどう対応していくのか。これから動きを見ながら検討していく必要があらうかと思えます。

○前田政明委員 航空の自由化—結局は自由競争ですよね。ですから、これは資本の論理でもうかるところに手を出すと。もうからなければ手を引くと。そのときに、やはり政策的に—そのような航空業界の過当競争の流れの中で、どう持続的に県民の生活権を守るのかという視点ですよ。やはり、そこは非常に矛盾があって、本来は公共交通ですよね。そういう面では、先ほど他の委員からもありましたけれども、本来だったら国営とかその他含めて、これはしっかりと一病院と一緒に言ったらおかしいのだけれども、必要なものは当然保障すると。そういう面では、本当は国がそういうところに対して、制度的にちゃんと移動する権利を保障する仕組みをつくるべきだと思いますけれども、お聞きしたいのは、株主として、このままの流れで行くとどうなるかということです。ずっと過当競争が進んでいる今の流れの中で、JTAの大きな株を持っている皆さんとして、取締役も配置しているのですが、どのような方向で—このまま行っても大丈夫なのかと。いわゆる離島航空路線も含めて、JTAが合理化で採算性、構造改革という面では、こことこの島の路線は採算が合わないののでできませんよという状況になってはいけないと思うのです。皆さんは当事者ですから、株主としてどのような予測をしているのか。単なる評論家ではないですよね。自由競争が行われて、こうですというものではなくて、経営に参加している者としてどのような見通しを持っているのかと。そのところを聞かせてください。

○川上好久企画部長 基本、県の立場、我々の視点として持たなくてはいけないのは何かというと、やはり離島、島嶼という環境における県民の生活、産業をどう維持、そして改善していくか、そこに尽きると思います。一方でさまざまな制度の改正の中で、航空行政を含めていろいろな環境の中で、企業もまた動いていくわけですから。そういう動きの中で、どこに課題があるのか、そこをしっかりと見きわめながら対応していく。それが基本的なスタンスだろうと思えます。

○前田政明委員　そういう抽象的なことではなくて、経営陣としてどこまで耐えられるのか一要するに、このままSKYが入っている状況でも大丈夫なのかと。このままでも十分、従来どおりのJTAの経営ができて、一定の合理化その他をやったとしても、基本的に沖縄県民の翼として生活権が確保できる形で、今、皆さんはしっかりと現状認識しているのか。それとも、そうではない状況になるのか。そこのところを聞いているのですよ。

○川上好久企画部長　JTAの経営については、JTAの経営陣として経営基盤強化のための改善策に今、一生懸命取り組んでいるところと認識しております。県としては、やはりそのようなものがしっかり行われて、結果として住民の利便性の維持・確保、または向上ができるように、県として支援できるところはやっていきたいと思えます。

○前田政明委員　結局、さっき言った貨物を扱えなくても、こういう運賃体系で参入できると。そこでずっと運行を続けなければならない義務はないわけですよ、SKYにしる。採算が合わなければ、ぱっと引き上げる自由はあるわけですよ。

○川上好久企画部長　民間企業なので、それはあり得ることだと思いますけれども、ただ、絶えずそのような形で競争が過熱して、結果として住民生活に混乱を及ぼさないような形で、これは県として申し出るべきはしっかりやっていきたいと思えます。

○前田政明委員　今、JALが経営破綻に陥っている。全国的にも地方路線を削減している。そういう中で、搭乗員なども乱暴な、憲法違反のやり方で解雇していますけれども—これは今、裁判闘争がやられていますけれども、JALそのものが厳しい状況の中で、JTAがどうなるかということは、大変大きな関心がありましたよね。そういう面では、独自に、さっき言った南西航空から引き継がれて、今の沖縄の生活権における大事な一翼を担っている。ですから、これが本当に維持できるのかということは、大変大事ではないかと。このままの状況が続くと、それはさっき言った機材が古くなっているとか、いろいろなものを含めてやった場合に維持できるのか。必ず影響が出るのではないかと。ですから、先ほどからあるように、一方的にSKYがドル箱の那覇—羽田、そしてまた宮古とこういう形で、もうかるところだけ参入して、もうからなくなったら、また別のところに移る。そういう状況で貨物は扱わない。そうすると実

際上、離島振興その他を含めて、そういう航空の自由化に基づく過当競争の中で、結局、被害を受けるのは最も離島・僻地の多い沖縄になる。その場合に、当然沖縄県としては、過当競争で非常に不公平なものになっているのであれば、JAL系統でなくて、沖縄県の大事な、基本的な生活権を保障するために、JTAの位置づけは県政としても違うのだと。単なる民間企業ではなくて、株主としても責任を持つと。そういう面では、先ほども出ている羽田路線も含めて、ちゃんと収益が上がるような、そういう路線を確保していただかなければ一沖縄県として航空会社をつくることもできないわけですから、そういう面では大変なことになると。やはり特段の、沖縄としてのこれまでの歴史やその他からして、やはり1つの大口株主としても、経営上の方向として一やはりそれは民間ではなくて、公共交通でしょう。そういう公共交通の役割からしたら、当然、そこは単なる民間会社の経営競争とは違うのだと。沖縄県としては、そういう社会的な位置づけや公的な役割を含めて、どうしてもそこは必要だという構えで一やはりこのままでは、私は競争の中で厳しい状況になると思います。そうすると当然、ほかから穴埋めをしないといけないと。そういう方向では、沖縄県として、みずからのこととして、公共交通の責務を果たすという意味から大事だと政府などに申し入れることは、非常に近々の課題ではないのですか。

○川上好久企画部長 いろいろございますけれども、県としては、やはりこのJTA一離島県として離島住民の生活とか、それから産業振興の環境整備といえますか、本県の振興に果たす役割も加えながら、JTAとJALの関係もございます。それがまた今後の彼らの経営方針、そして今般の格安航空会社一LCCの参入とか、いろいろな環境の変化もあるわけでございますけれども、その辺の状況を見きわめながら、県民の翼を確保するという観点から対応を検討していきたいと思えます。

○前田政明委員 12.9%の株主の権限は、大体どのようなところまで及ぶのですか。

○下地明和交通政策課長 議決権の保有割合として、10%以上の株主は解散請求権まで持っております。

○前田政明委員 例えば、今のJTAの経営の中で、その辺の採算性その他を見ながら、会社の方針としてもしっかりと羽田一那覇路線を求めるべきではないとか、株主としてそのような提案を主張することはできないのですか。

○川上好久企画部長 先ほどお答えしたとおり、もろもろの状況がございます。JALとの関係もでございます。また、競争の激化という経営環境の変化等々ございますけれども、県としては、やはり県民の翼を確保するという観点から十分に検討して、やっていきたいと思っております。

○前田政明委員 本来、ここの矛盾は、いかなる状況でもしっかり国の補助というか、どのような小さい島に住んでいてもきっちりと、しっかりと移動する権利だとか、その他が一さっきありましたように、多額の負担にならないで、当然首都圏とか、その他交通の利便を受けているところと同じような恩恵を受けるのが当たり前なのだ。そういう面では、物流の問題でも、農産物やその他でも、本来そういう価格競争のもとで、地理的な要因の中で起こる不公平なものは、しっかりと本当にぜひ頑張ってもらって、政策的にもカバーする必要があるなと思っております。結論的には、この件では皆さんとして沖縄の翼というか、さっき言った生活権を含めて、しっかりと現状から後退しないで、宮古やその他沖縄県全体の航空行政としても、この過当競争によって被害が出ないように、しっかりとするという理解でよいですか。

○川上好久企画部長 当然、県としては、離島・島嶼という県民の生活、産業環境の改善・向上を求めています。そのためにはそれぞれの航空会社を含めて、しっかり対応を求めています。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休憩 午後0時3分

再開 午後1時22分

○當間盛夫委員長 再開いたします。

午前に引き続き、審査を行います。

次に、知事公室関係の陳情平成20年第65号外10件及び企画部関係の陳情平成

20年第150号の審査を一括して行います。

まず、知事公室関係の陳情11件について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております知事公室所管に係る陳情につきまして、御説明いたします。

知事公室所管の陳情は、継続9件、新規2件の合計11件であります。継続のうち1件は、企画部との共管となっております。

継続審査となっている9件につきましては、お手元に配付しております陳情説明資料の処理概要の欄に、下線で表示した箇所が変更部分でございますので、その部分についてのみ御説明させていただきます。

資料11ページをお開きください。

陳情平成21年第147号八重山への自衛隊誘致及び配備に反対する陳情について、処理概要を御説明いたします。

去る11月17日、与那国島における沿岸監視部隊等の配置について、与那国町と防衛省は、共催による住民説明会を実施しております。

続きまして、新規陳情につきまして御説明いたします。

資料13ページをお開きください。

陳情第166号与那国町への自衛隊配備計画撤回に関する陳情について、処理概要を御説明いたします。

現在、与那国町において、自衛隊誘致をめぐり、さまざまな意見があることは承知しております。

自衛隊の配備については、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から、政府において適切に検討されるべきものと認識しております。

しかしながら、その配備に当たっては、地元の理解と協力を得るよう、最大限の努力をするべきであると考えております。

続きまして、資料14ページをお開きください。

陳情第188号宮古・八重山地域へ陸上自衛隊を配備しないことを求める陳情について、処理概要を御説明いたします。

防衛白書では、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部に、必要最小限の部隊を新たに配備するなど、南西地域の態勢強化が示されております。

自衛隊の配備については、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から、政府において適切に検討されるべきものと認識しております。

しかしながら、その配備に当たっては、地元の理解と協力を得るよう、最大限の努力をするべきであると考えております。

以上、知事公室所管に係る陳情11件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情平成20年第150号について、企画部交通政策課長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

下地明和交通政策課長。

○下地明和交通政策課長 陳情平成20年第150号航空自衛隊那覇基地へのF15戦闘機配備などの機能強化に反対し、那覇空港の民間専用化を求める意見書の可決を求める陳情については、前回の処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 交通政策課長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 陳情第166号と同第188号は関連しておりますので、あわせてお聞きします。先日の本会議での知事答弁の中で、これまでの成果・実績として、防空識別圏の移動・解消について挙げられておりましたが、これは自衛隊配備と大きな関連があるので改めてお聞きしますが、与那国を縦断している東経123度の防空識別圏の移動は、どういう内容になっていますか。

○親川達男基地対策課長 与那国島上空の防空識別圏は、復帰のときに防空識別圏が日本側に移管されたのですけれども、その境界線が与那国島上空を通過しており、島を二分した形で防空識別圏が設定されておりました。これについては、付近を飛行する航空機一所属とか、そういった通知がない場合には、航空自衛隊那覇基地からスクランブルするという対応になっておりますけれども、県、それから与那国町は、そういった防空識別圏の設定が日本の領土、島を二分する形であるのは主権上問題であるということで、復帰以来その解決を求めてまいりました。これについて、仲井眞知事も機会があるごとに政府に対してその解決を求めていたのですけれども、民主党鳩山政権になりまして、知事の要請に対して善処するという対応があった経緯の中で、与那国島上空から西側一海岸寄りに移すような形で、島全体を防空識別圏の内側に入れるように改正を行い、それを世界に通知したということでもあります。

○高嶺善伸委員 その通知文書を資料としてお配りいただけませんか。

○親川達男基地対策課長 後ほど、その資料を提供したいと思います。

○高嶺善伸委員 防空識別圏の移動には、利害関係国の承諾がなければならぬと思うのですが、台湾並びに中国は、これについて承諾しているのですか。

○又吉進知事公室長 私どもが承知しているところによれば、これは国際的に宣言するという形で、何か国連で取り決めるとか、そういうことではないと。ただ、外交的に配慮して、ここからここまでという線を引くのだと聞いておりました。したがって、何か外交交渉でもって台湾とやりとりをしたことは聞いていないのですけれども、当然、今ある防空識別圏を引くことによって、何らかの外交的なやりとりがあったと承知しておりますけれども、具体的なやりとりは承知していないということです。

○高嶺善伸委員 私が聞いている範囲では、台湾側は承諾した経緯はない、問い合わせが来た経緯もない、そういうものを日本政府だけで勝手にできるのかという考え方を持っているように聞いているのですが、そういうことはあっても構わないということでやっているのですか。

○又吉進知事公室長 今、委員御指摘の部分につきましては、県もそれほど承知しているわけではないのですけれども、私どもの理解では、それぞれの国が

防空識別圏はここだと主張するわけです。その主張は、ときに折り合ったり折り合わなかったり、あるいは勝手にそういうものを宣言することもあり得ると聞いています。したがって、日本政府が台湾当局に対して、これからここを引き直しますのでよろしくといった経緯は、委員御承知のように、ないと承知しております。

○高嶺善伸委員 国交がないものだから、台湾と協議ができないのです。では、中国と話ができているのかという問題になると、中国ともやっていないのですよ。戦後、米軍が設置した防空識別圏が、この間解消できなかった複雑な背景があるわけです。それを一方的に解消できたのだというように、本会議で知事が答弁されるということは、どういう根拠に基づくのかということについて、非常に微妙なものがあるのです。それで、もし台湾がそういう譲歩をした覚えがないということであれば、防空識別圏の管理上、どのような安全な管理ができるのかということについて、非常に不透明になるわけです。私はその辺を心配しているわけです。我々も台湾に行ったときに、せめて20キロメートルぐらいは寄せてくれという話をしたら、運用はお互いに信頼関係でやりますと。しかし、国益を譲ることをやれば、内政上の問題がある。台湾民進党政府が防空識別圏を譲ると、台湾国民党にやられる。国民党がやると、民進党にやられる。だから一步も譲ることができないという台湾の内政上の事情があるのです。そういう非常に微妙な隣の国と共有してグレーゾーンがある場合は、私は危機管理上あやふやだなという気がするのです。あえて知事の成果というのであれば、これが相手国にも理解されていると考えないと、どうかなという感じがしました。というのは、せんだって北方四島に行ってきたのですけれども、歯舞群島と根室とは、短いところで4キロメートルもないのです。日本の領土といながら、防空識別圏は北海道と歯舞群島、あるいは色丹島との間を縫うように、あの狭い海峡に設定されていて、そこから日本の飛行機、あるいはお互いスクランブルをどうかけるかという非常に微妙な駆け引きがあって、3日に一度はスクランブルをかけるらしい。そういうロシアと日本の関係で、防空識別圏が非常にデリケートだなという感じがしましたので一台湾とはそういうことではないだろうと思いはするのだが、防空識別圏が国益である以上、この問題が台湾側に通じると、今度は民進党政権から、なぜ国民党は国益を譲るのかということになって、その争いが拡大する可能性があるのです。私はそういう国境の与那国島を、国はもう少ししっかり安全を確保するために、防空識別圏をはっきりと相手国との了解の上で明確にしてもらいたいと思うのですが、県からこの点を確認する作業はできませんか。

○又吉進知事公室長　そもそも防空識別圏は、F E Zとかそういう国境とは違って、先ほど課長が答弁しましたように、侵入した飛行機の所属が不明の場合、それは敵対行為の可能性があるとみなして、スクランブルをかける境界だと考えております。しかしながら、県がそれを解消するようにならざるを得ないのは、一歩間違えれば非常に厳しい行動につながりかねない境界は、きちんと日本の一与那国島の上空にあったわけですから、そんなところに置くなど、もっとこちら側に寄せてくれと、私どもも言っていたわけです。ことし、そういうものが解消された、要望を政府がようやく認めたということで、知事の成果だと私は見ているわけですが、しかしながら、今、御指摘のように、それがしっかり運用されているか、あるいは我が国の安全、本県の安全にきちんとつながるものになっているかどうかにつきましては、これはしっかり検証してまいりたいと思っています。

○高嶺善伸委員　今度、自衛隊が配備される箇所は、南牧場、北牧場のどちらにしても、防空識別圏からすると台湾側に入っているのです。このことが防空識別圏を認めた、認めていないということで、いろいろなトラブルに飛び火したら困るなど感じています。国防、あるいは安全保障の問題は国の専権事項でありますけれども、それを負担する住民が与那国島に住んでいて、懸案事項の防空識別圏について解決したのか、しなかったのかという質問があるわけです。我々が台湾側に問い合わせると、譲歩した覚えはない、相談も受けていない、防空識別圏は従来の東経123度のままだという主張なのです。私はあれ、と思っているので、こういった外交安全保障問題と絡むことがあればなおさらのこと、自衛隊配備の前にこういう国境問題、防衛上の問題ははっきりと決着しておく必要があると思うのです。住民も半分は一拙速な配備については困るという意見を持っている人たちの署名が、賛成者の署名より多くなったわけです。ですから、与那国という国境の島がどのように自立するかについて、県としても離島振興の立場から、慎重に対応することが求められているのではないかと思います。特に、与那国は自立へのビジョンをつくって、台湾との交易による自立的発展をするためにも、住民が力を合わせて、国境の不利性を克服していこうと議決したビジョンがあって、県も国もそれを支援することになっているのです。そういう中に、万策尽きて自衛隊配備という項目はないわけです。まだまだ万策尽きてではなくて、いろいろな課題解決の方法はあるだろうということで、これらもまだ一開港の問題とか、いろいろな問題も全然されないままにずるずると来てしまったので、これらの問題も検証しないといけないのではないかと思います。防空識別圏のように、国益を争うような問題

がまだグレーゾーンのままで、自衛隊を配備することによってもう一度台湾の政府側で内政上の、譲った、譲らなかったという問題が出てくる懸念材料を考えたら、この辺の不安が解消されるまで拙速な配備計画はやるべきではないと、もう少しそういう条件整備をして、地元住民の理解と協力が得られるように慎重に対応してもらいたいと県から言うべきではないかと私は思うのですが、それについてはどうですか。

○又吉進知事公室長 今、御指摘のように、さまざまな見方があると思います。知事が本会議答弁で申し上げたのは、基本的に自衛隊は、我が国の国土の安全保障、防衛に携わる組織として、その視点は国家として外交、安全保障のあり方といったものの中で、一義的には政府が方針をお決めになるのだろうと。しかしながら、今の委員の御指摘のように、友好交流とか、経済交流とか、何よりも部隊が配備されることに対する地元の御意見でありますとか、そういったことはしっかり政府も聞く必要があるということが、私どもの今の考えでございまして、したがって、今、委員が御指摘になった幾つかのことも含めて、政府はしっかり地元の説明するように、私どもは求めようと思っております。

○高嶺善伸委員 陳情第188号の処理概要に防衛白書のくだりがあるのですが、空白地帯となっている島嶼部とは、本県ではどこが想定されているのですか。

○又吉進知事公室長 私も防衛白書を読んでいますけれども、これまでどちらかという、我が国の防衛は北側を見ていたと。北海道等、旧ソ連の進行といったものを念頭に置いていたと。そういう危険事態が南側で発生する可能性が非常に出てきて、その意識が南側に寄ってきているという理解でございまして、そういう意味で、島嶼部の空白という表現は使われておりますけれども、私どもの知る限りでは、これがどの地域—具体的に南西諸島のどこの地域を指しているのかといったことについては、まだ説明されていないということでございます。

○高嶺善伸委員 「空白地域となっている島嶼部に、必要最小限の部隊を新たに配備するなど、南西地域の態勢強化が示されております」と、皆さんの処理概要に明記されているものだから、南西地域の態勢強化の中で、さまざまな有人離島があるわけで、例えば最南端の波照間島とか、最西端の与那国島。本県の島嶼部の中での空白地帯ということで、将来、自衛隊配備が想定される場所

等について、何らかの情報を持っているかということをお聞きしているわけです。

○又吉進知事公室長 今のところ、与那国島への沿岸監視部隊以外の情報は持っておりません。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 最初に、陳情平成20年第150号との関係でF15戦闘機ですがけれども、この間さまざまな部品落下とか、墜落とか、そういう面で防衛省そのものが飛行の見直しといいますか、そういうものを検討しているということですがけれども、県としてはどういう認識でしょうか。

○又吉進知事公室長 F15戦闘機に関しましては、沖縄にその拠点があると。沖縄に今、約20機配備されておりまして、その安全性等につきましては、やはり県民の重大な関心があると承知しております。その中で、ことしはパイロットが亡くなるといった事故でありますとか、あるいは一県外ではありますけれども、タンクが落下した、部品が落下したという事故が起こることは、極めて遺憾でございまして、県民に不安を与えるものであると考えております。したがって、自衛隊におかれては、安全を徹底的に追求するという態度が必要であり、どんなささいな事故でもあってはならないわけでございまして、そういう安全の確保、点検、あるいは事故の再発防止というものを徹底していただきたいということが、県の立場でございまして。

○前田政明委員 エアフェスタ2011でのF15戦闘機のデモ飛行、これは我が党の那覇市議団は申し入れもしているのですがけれども、ブルーインパルスもそうですけれども、住宅密集地域というか、そういう中を欠陥機であるF15戦闘機を含めて、民間空港である那覇空港において、このような危険な飛行をすることは、私は許されないと思うのですがけれども、そのところはどのような認識ですか。

○又吉進知事公室長 まず、その展示飛行は、当然、住民の理解の上で自衛隊の活動として行われるものでありまして、それは住民に対する十分な説明が必要だと考えております。しかしながら、安全を確保するのは当然のことであり

まして、自衛隊においてはそういった活動であっても、徹底的に安全を追求した上で、こういった展示飛行は行うべきであろうと思っております。

○前田政明委員 自衛隊基地における米軍との運用共同化が進められていますよね。そういう面で航空自衛隊那覇基地は、那覇空港のどの部分にあるのですか。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、下地交通政策課長より航空自衛隊那覇基地と那覇空港の位置関係が図面によって示され、那覇空港の滑走路は航空自衛隊那覇基地に含まれておらず、共用であることを確認した。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。
前田政明委員。

○前田政明委員 一応そのようになっているのだけれども、皆さんは那覇空港滑走路の民間専用化を求めないと。これは那覇空港の問題で、自衛隊も使っているわけだけれども、当然、米軍が必要であれば、日米の合同演習その他含めて、米軍も那覇空港を自由に使えるわけですよ。

○親川達男基地対策課長 日米地位協定上、米軍は民間の空港、港湾を、手続を踏んで使用することが可能だとされております。

○前田政明委員 再編実施のための日米のロードマップを含めて、この流れの中で、とりわけ米軍が民間の港、空港の利用を進めるという中身がありますよね。それとの関係では今言ったように、国の方向としては、米軍が民間の港や空港を常に利用できる状況を志すという方向に動いているわけですか。

○親川達男基地対策課長 再編実施のための日米のロードマップでそういった記述があることは承知しております。同ロードマップ以降、その記述を契機として、例えば、那覇空港で使用がふえたとかいうことは、特に確認しておりません。

○前田政明委員 そういうことで、自衛隊基地というか、そういう面では我々

は反対なのですがけれども、沖合の滑走路ができた場合に、当然米軍も、米軍機も使えるということが知事の答弁でしたよね。

○親川達男基地対策課長 最初答弁いたしましたように、日米地位協定上は、手続を踏めば民間の空港を使える枠組みにはなっております。

○前田政明委員 例えば、日米で一自衛隊と米軍が戦闘行為をするときに、その指揮権はどこにありますか。

○又吉進知事公室長 そのあたりはいろいろと議論があるところですが、具体的にどちらが指揮をとるということは、想定される有事の事態によって違ってくると思います。

○前田政明委員 いずれにしろ、那覇空港の民間専用化をずっと求めてきた。それが仲井眞県政になって、民間専用化ではなくて共用ですと。そういう面では私は大変一那覇空港の危険性、それから航空自衛隊那覇基地が、米軍と一緒に戦闘行為の重要な拠点になっているということは、極めて危険な方向だだと思います。その関係で、知事が、自衛隊は基地の負担に該当しないという趣旨の答弁を本会議でやりましたよね。これは、私としては非常に大変な答弁だと思っています。要するに、基地の負担は米軍であって、自衛隊は国の専権事項。そういう面で、国を守るという建前上、基地の負担に当たらないという趣旨の答弁があって。それをもう一度、知事公室長に確認したいのですが。

○又吉進知事公室長 知事の答弁の内容について一私の理解では、まず、沖縄の基地問題といったときに、沖縄には米軍専用施設の74%以上が集中していると。したがって、まず米軍基地の整理縮小を考えなければならないということが1つでございます。自衛隊基地につきましては、これは我が国の国家が管理権を持って、そこに置いているわけですが、当然ながら100%国というわけではなくて、例えば、那覇空港では騒音等の問題が起こっております。したがって、そういうものに目をつぶるという意味ではなくて、自衛隊基地の問題は自衛隊基地の問題として、そこに問題が存在する以上は解消を求めてまいります。日本に管理権がない米軍基地と自衛隊基地を一緒にして、同じような手法で解決に持っていくべきではないということが、知事の主張でございます。

○前田政明委員 今、日米合意に基づいて、新たな同盟関係を含めての中では、ほとんどの自衛隊基地で米軍が共同使用できると。共同使用の基地が随分ふえていますよね。ほとんどそのようになっていると一大体、全国の自衛隊基地の中で、米軍との共同使用ではないというところが少ないぐらい、日米合意の中で共同使用が強化されているのではないですか。そのところはどうか。

○又吉進知事公室長 共同使用につきましては、日米地位協定第2条第4項a、bで管理権がきちんと明確に示されているわけであります。しかしながら、共同訓練でありますとか、共同作戦といいますか、そういうもので一時的に自衛隊基地に米軍が飛来したり、あるいはそこを使ったりすることは、日米地位協定上はできるということでございます。ちょっと今、統計的な資料はありませんけれども、同じ共同使用でも、双方がそこに定住しているというものと、作戦の必要に応じて双方がそこに乗り込むというものについては、ちょっとニュアンスが違うのではないかと考えております。

○前田政明委員 ぜひ、自衛隊基地における米軍との共同使用の状況の資料を、後日提出してもらいたいという要望でよろしくお願いします。

○又吉進知事公室長 承知いたしました。

○前田政明委員 日米合意の中で、日米防衛協力指針—ガイドラインその他含めて、専守防衛云々ではなくて、實際上、新たな同盟の関係で、自衛隊の動的防衛という形でこれまで憲法違反、海外派兵できないものを、いろいろイラクとかその他含めて—自衛隊の海外派兵の中身で憲法違反の判決も確定していますけれども、日米同盟、未来のための変革と再編ということを見れば、これはグローバルに、米国とともに世界に責任を持っていくと。地球的規模での攻撃態勢を含めてやるとなっていて、まさにそういう流れの中では、沖縄は自衛隊に対する—もとの日本軍その他を含めて、軍隊は住民を守らなかったと。こういう流れの中でいろいろあったと思うのですけれども、今、宮古、八重山を含めて、先島地域の防衛という形で、具体的に評価され始めていることについては、大変な問題ではないかなと思います。

与那国島関連の陳情に移りますけれども、ケビン・メア氏が—マスコミに出ていましたけれども、与那国空港は2000メートルで、すぐそばに港がある、掃海艇を4隻ぐらい寄港できると。そういう面で、まさにそういう拠点基地にすることができると米国本国に報告しているということがありましたよね。そう

いう面では、さっき言ったように、日米地位協定、新たな日米合意その他でも、大体の民間の港、空港は、米軍が速やかに使えるようにすると。そのために状況調査で入ってきて、深さとかその他も含めて事前に了解するという面で、今、どんどん進んできていますけれども、そういう形で、実質的には民間の港も米軍が使う。そして、ケビン・メア氏も言っているように、民間の空港も日米安保条約、日米地位協定の関係で、この間の合意事項を含めたら、民間施設も米軍が必要であれば速やかに使えるようにするという形の中で、事態はどんどん変わっていると思うのです。全国的に見ると、自衛隊基地イコール米軍基地と、實際上、何ら変わらない状況になりつつあると私は認識するのですけれども、その辺の流れはどうか。

○又吉進知事公室長 まず、ケビン・メア氏の発言—あれはウィキリークスだったと記憶していますけれども、それがいかなる状況で出されたかということは確認ができておりませんで、報道で知っているだけでございます。したがって、これを基礎とした議論は、なかなか県としては立てられないわけですが、はっきりしておりますのは、掃海艇の入港等がありましたけれども、その際に県は、米軍艦船の入港につきましては、これは日米地位協定上拒めない部分はあるけれども、米軍艦船はこれだけの専用施設—ホワイトビーチであるとか、米軍に提供されている施設がある以上、民間の港を使うべきではない。これは飛行場も一緒でございます。ということで、それに対しては強く申し入れをしているところでございまして、今、委員がおっしゃったような、何か非常に緊張した事態に県民が巻き込まれることがあってはならないと考えております。

○前田政明委員 この与那国島の場合でも、防空識別圏のことは私も質問してきましたけれども、本当に与那国の真ん中から切られていたと。そういう状況の中で大変だなと思うのです。この前も与那国島に行って、調査してきましたけれども、北牧場、南牧場を見てきました。住民ともいろいろお話ししましたけれども、何と申しますか—台湾を目の前にして、そこにレーダー基地を含めていろいろやってくると。そういう面では、米国の戦略のもとで中国封じ、その前線として与那国島の日本の基地を使うと。これが第一撃であって—しかし、そこは余りにも近すぎる。ですから、後方のオーストラリアに主力の部隊を移すという形でいろいろ言われていると思うのですけれども、そういう面では、与那国のものを単なる自衛隊基地というようには理解できない。当然、軍事的な流れからすると、皆さんも御承知のように、自衛隊基地はいつでも米軍が共

同作戦で使えると。そうすると、これは自衛隊基地という名目で、国境の島に基地をつくって、ケビン・メア氏が言っていたような形の動向を促進する。それを動的防衛という形で、そこに沿岸監視部隊を置くことは、非常に明々白々というか、大変危険な役割をするという認識に皆さんは立たないのですか。

○又吉進知事公室長 我が国は米国と日米安全保障条約を結んでおり、日米安全保障条約については、それぞれの責務、あるいは目的があるわけでございます。県はその安全保障を認める立場から、我が国の防衛、安全保障につきましては、日米がしっかりと連携し、協力して行うべきであると考えております。さりながら、非常に過剰な米軍基地の負担を負っている沖縄県に関しては、その安全保障政策上、米軍基地の整理縮小を求めているわけでございますが、今、問題になっております与那国へのそういう部隊の配備につきましては、そういうことも勘案しつつ、やはり地元の意見を十分に聞いて、地元が非常に緊張した事態に巻き込まれないよう取り計らうとともに、しっかりと住民に説明すべきであるということが、県の立場でございます。

○前田政明委員 新防衛大綱やその他、この間の流れからいうと、当然、自衛隊基地を置いて、そこに通信基地、一定の陸軍その他を含めてやるということは、やはり日米同盟のもとで大変危険なものになるということは、はっきりしていると思います。ですから、単なる自衛隊基地反対だけではなくて、やはり国境の島で、台湾紛争その他を想定してやられようとする流れの中では、私は本当に危険だなと思います。さっきもありましたけれども、与那国島は本当に自然豊かで、台湾花蓮市などを含めた国際交流のいろいろな計画などもある中で、やはり皆、心配しているのですけれども、本会議でも聞きましたけれども、演習場とかそういうことではなくて、自衛隊基地をつくるために土地を購入するということは一本会議では、演習場を含めて3件ということでしたけれども、實際上、与那国のような、新たな基地をつくるための件数はあるのですか。

○親川達男基地対策課長 この件につきまして防衛省に確認したところ、新しく民間の土地を購入して施設を建設するという前提で、過去5年間で、高知駐屯地、同演習所、及び徳島駐屯地の3カ所があるという回答を得ております。

○前田政明委員 それで、北牧場、南牧場になるかどうかということもありますけれども、先ほどもありましたけれども、今、住民の反対運動が起こっていますよね。女性の皆さんを含めて話し合いをしましたけれども、陳情者の崎原

与那国改革会議議長からもお話を聞きましたけれども、この556名—今は566名とも言われていますけれども、この反対の署名ですね。これは一軒一軒当たって、賛同していた人がこれを撤回して、正確な意思表示をした人が20何名かいて、そういう面で556名を超えていると話していました。マスコミの世論調査でも7割以上の方々が反対と—私もいろいろな知人がいますけれども、ほとんどが親戚関係を含めて、祖父、祖母の名前を使うということも与那国島で教えてもらったのですけれども、そういう意味では、皆さん親戚関係、家族関係も密接の中で、与那国島の自衛隊誘致の問題で15億円をめぐって、いろいろと動いているのは非常に大変だなと思いました。ただ、いずれにしろそういう形で、賛成派もこれは大変だと。今の流れで行くと自衛隊だけではないと。当然、米軍も来るし、国境のまちでこういうことをしても島の繁栄にならないと言っていましたけれども、この署名は、私は大変重いのではないかと思います、どのように受けとめておられますか。

○又吉進知事公室長 今、委員のおっしゃった署名の存在については承知しております。ただ、私どもはマスコミ報道で聞いているだけでございまして、いかなる形で、どういう範囲で行われたのかということは確認してございません。いずれにしましても、この署名につきましても、地元の与那国町がどのように受けとめているのかということも大変大事だと考えております。したがって、県としては、署名の効果といいますか、そういったものについては、今はコメントをしかねるということです。

○前田政明委員 私は与那国島に行って非常に感動したといいますか、与那国マラソン前の道路の草刈りを、今までは自衛隊が協力していたが、これは絶対にさせないということで、大変な中、女性の皆さんが草刈りなどをやって、与那国は与那国で自分たちでやるのだと。そういう形で、本当に頑張っている姿にも触れたのですけれども、そういう流れの中で、子供たちも中学校を卒業したら、本島なりその他に行く。そういう面で、本当に自分たちの島をどうしたらよいかということで、家族で話をする中で—ブログにも出ていますけれども、中学生も署名をしていると。それを校長が勝手に取り上げるというやり方は、絶対に許されないと思います。

その中でお聞きしたいのですけれども、自衛隊がそこに基地を確保するという面で、基地交付税とかその他、米軍基地のように、基地があるがゆえの恩恵といいますか—交付税措置とかそういう基地関係の補助は、何かあるのですか。

○親川達男基地対策課長 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律という法律がございます。そちらでは自衛隊及び米軍の存在によって、国は施設周辺地域の生活環境等の整備について、必要な措置を講じるということがありまして、助成金の交付が定められておりますので、そういったものに該当することになるかと考えております。

○前田政明委員 これは新しく一まだ、施設はないわけですね。施設がない中で、購入する今の段階で、何か恩恵があるのかと聞いているのです。

○親川達男基地対策課長 今、御説明申し上げましたのは、施設があるという前提で説明いたしましたので、施設がない状況では適用されないものと考えております。

○前田政明委員 あるとしたら、幾らぐらいになりますか。

○親川達男基地対策課長 具体的な交付額については承知しておりません。

○前田政明委員 地元の方々は、自衛隊が配備された対馬とか北海道などを調査していて、自衛隊の配備が即、人口増にはならないと。対馬でも北海道でも、ほとんどで経済的効果がない。要するに、人口増にはなっていないと言っておりましたけれども、そのところは皆さんのところでも、自衛隊が対馬とか北海道に配備されていて、自衛隊がふえたことによって人口増になったのかというような、基礎的なものを調べていただけませんか。

○又吉進知事公室長 御指摘の点につきましては、今、調べているところでございます。対馬でありますとか、北海道の利尻島でありますとか、こういう同種の沿岸監視部隊といったものが置かれているところで、今、御指摘の点も含めてどういう状況になっているのか、しっかりと調査してまいります。

○前田政明委員 対馬では、かなり人口が減っていることはわかっていますけれども、そこはぜひお願いします。私は、自衛隊基地は負担の対象ではないという知事の発言を撤回してもらいたいと思いますけれども、今、まさに自衛隊と米軍が一体になって、日米同盟のもとで、日米安全保障条約さえ超えている、日米安全保障条約違反であると言ってもよい中身を日米合意の中でどんどん拡大して、海外派兵もできないものが米軍とともにイラクやアフガニスタン、そ

の他にも行くと。そのイラクの派兵については、それは違憲だという判決が確定していますけれども、やはりそういう面では、憲法9条がある国として大変危ないといえますか、米国の戦争に日本が巻き込まれるのではないかと。その最前基地として、与那国やその他が使われるのではないかと。それから宮古地域、八重山地域の港などに掃海艇—米軍がそれぞれ強行に入港しているということも、先ほどあったように、日米合意のもとで強行されていますから、そういう面では、自衛隊基地は自衛隊基地で済まされない。私たちも、自衛隊そのものの活動がどういう実態になっているのかということが、この間少し弱かったなと思っております。自衛隊の問題については、沖縄における全体的な自衛隊が、米軍と一緒にキャンプ・ハンセンその他でも訓練をやろうとするとか、近海でもかなり大規模な日米合同訓練がやられたりしていますので、そういう状況からすると、米軍基地の問題が今、沖縄県民の負担の大きな問題であるのは確かですけれども、自衛隊基地はそれに当たらないという知事の見解を、私は撤回すべきだなということを述べて、終わります。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○**照屋守之委員** この陳情第166号の与那国島の自衛隊配備の件ですけれども、県は県でこういうスタンスでよいと思います。今、新聞報道とかを見て、誘致派と反対派もいろいろあるような感じがしますが、今後のこの計画といえますか、配備について知り得る情報を教えてもらえませんか。

○**又吉進知事公室長** この計画につきましては、今年度3000万円の調査費が計上されておりまして、現在、調査が行われていると承知しております。15億円の用地購入計画が来年度概算要求に計上されておりまして、来年度から具体的な用地の購入に入りまして、平成27年度までに具体的な配備を進めるといった計画になっていると承知しております。

○**照屋守之委員** 私は、今の知事の自衛隊と米軍基地の違いもそうですけれども、むしろ米軍基地は出ていってもらって、そのかわりに自衛隊をふやしていく方法がよいのではないかなと思っているのです。余りにも米国の言いなりの状況が現在あるとしたら、それは日本が敗戦以来、ずっとそのような状況をつくってきて、我々県民、国民にも賛否両論があって、結局、自分たちの国は自分で守るという気概もなくなって、いざとなったら米国にゆだねるという状況

をずっと何十年も許してきて、何とかならないのかと思うのです。そのときに、相変わらずそういう議論をしていくと、またお前たちは戦争に向かっていくのかということになるのだけれども、現実的に今の世界の状況などを考えた場合に、やはり、日本は先進国としてもう一回、国民や国を守っていくという仕組みに変えていかないと、いつまでたっても米国、何だかんだ言ったら米国の言いなりではないかということが、これから10年、20年、30年も続くわけでしょう。これを解消したほうがよいのではないかと思いますけれども、知事公室長はどう思いますか。

○又吉進知事公室長 先ほど来、米軍基地の問題と自衛隊基地の問題といったものが論じられているわけですが、もちろん、自衛隊に問題がないと言っているわけではなくて、その問題の質が米軍とは別でしょうと言っているわけですが。したがって、自衛隊基地の存在そのものに問題がある、県民の負担になるということであれば、それはそれで県としてもしっかり対応しなくてはならないのですが、現実には自衛隊は我が国の国策の中で、国土の防衛に責任を持っておられると。それは47都道府県の1県として、しっかり理解し、対応していこうという考えでございます。また、自衛隊は、我が国においては、緊急患者輸送や防災、不発弾処理といったことで、やはり地域住民に貢献している部分もございまして、そういったことでも力を発揮していただかなければならない。さりながら、与那国島におきましては、その活動が今後どうなっていくのかといったものは、しっかり政府において説明される必要がある。その説明が不十分であるということが、現在の県の立場でございます。

○照屋守之委員 我々は、全部自分の都合のよいように考えて、結局、自衛隊もいらないということになれば、何事も起こらなければ、それはそれでよいわけですね。ところがそうではなくて、自然災害も含めて、いろいろな緊急事態が起こって、そういう有事のときにはこの人たちのおかげだね、どうぞあなた方頑張りなさいよという形で最前線に立たせて、そうではないときはおまえたちはけしからぬと。こういう論法はおかしいのではないかと思います。ですから我々は、自由民主党政権のもとでも民主党政権のもとでも、自衛隊はやはり必要ですねと。国防とかいろいろなものに貢献していますねという、そういう大まかな国民合意、あるいは県民の合意があって、自衛隊の存在があると思うのです。それが逆だったら、どんどん縮小する方向に変わって、とんでもないということになれば、それはそれでそういう方向に行きますよ。ですから、こういうときに大枠は賛成ですよ、自分たちのところに来ると、これはけしか

らぬですよという議論も当然あります。ありますけれども、それはそれぞれの地域の判断にゆだねるということにしないと、一緒くたにそのもの自体を否定することはできないのではないかという思いがあって。私は、今、自衛隊は頑張っているので、これまでの自衛隊のありようも含めて一少し考えないといけない部分もあるけれども、何とかしっかりやってもらいたいなという思いがあって、そうしています。ですから、県民の大半もある程度、こういう方々がここで頑張ってもらって、国防とか地域の安全に寄与しているなという面では共通しているような感じがしますけれども、県民の意識というものは、県政全般を通してどう思いますか。

○又吉進知事公室長 県民の意識につきましては、軽々に我々が口に出すべきではないと思っておりますけれども、やはり復帰後40年、自衛隊がこの地に存在して、多くの急患輸送とか、そういったことをやってこられたことに関しましては、県は高く評価しております。しかしながら、沖縄の特殊な歴史といったものを踏まえれば、それはもろ手を挙げてという部分も当然あるわけでございます。しかしながら、県政は自衛隊の存在、あるいは役割を認める立場でございまして、今後、もちろん我が国においては平和外交に意を尽くすとともに、一定の抑止力といいますか一抑止力は表現が違うかもしれませんが、防衛力を我が国にもしっかり置くと。その意味で自衛隊は必要であると考えております。

○照屋守之委員 繰り返しますけれども、我々は日米安全保障条約という米国のべったりということも含めて、革新だけではなくて保守も含めて、そのようなことを何とかしたいなという思いは非常に強いです。それは、ただ単に米軍基地を減らせばよいという単純な問題ではなくて、それにかわるようなものを日本としてどういう形でつくっていくのかという前提がないと、やはり国を守る、国民を守るとはいつても、国民に対して責任を負えないわけですよ。ただ減らすというような単純な問題ではない。ですから、その辺の共通した、もっと自分の国は自分で守っていこうよという気概を持たせるような、逆に自衛隊をもっとふやして、米軍を減らして、米国とも対等にできるような環境づくりが私は必要だと思えます。ですから逆に、あえて沖縄の地において、米軍基地とか自衛隊の問題、あるいは日米安全保障の問題とかが提起されれば、国全体のあるべき姿としてどういうものがあって、どうすべきかということこれから真剣に議論しないといけないと思えます。そうしないと、県民とか国民に対して責任を果たせないのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○又吉進知事公室長 しっかりした説明責任、あるいは方向性という意味では、今、委員がおっしゃった、しっかり県民が国策を理解できるように説明を尽くすと。一本しんの通った国防政策といたしますか、そういったものを我が国が持つべきであるというところは同じだと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等のいれかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、公安委員会関係の陳情平成22年第168号外2件について、審査を行います。

まず、陳情平成22年第168号及び陳情第53号について、生活安全部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

前泊良昌生活安全部長。

○前泊良昌生活安全部長 陳情平成22年第168号八重山観光振興に関する陳情におけるマリンレジャーの安全確保と質の保持のため、県条例で営業を許可制にすること、及び陳情第53号那覇市松山での時間外営業から生じる嫌がらせを取り締まり、平穏な日常生活など生活環境整備につながる条例づくりを求める陳情につきましては、継続案件であり、処理方針に変更がありませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 生活安全部長の説明は終わりました。

次に、陳情第98号について、刑事部長の説明を求めます。

古波蔵正刑事部長。

○古波蔵正刑事部長 陳情第98号名護警察署の捜査のあり方に関する陳情につきましては、継続案件であり、変更はありませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 刑事部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

休憩いたします。

(休憩中に、當間委員長から、年末年始に向けての那覇市松山関係の状況について説明依頼があり、前泊生活安全部長よりキャッチや性風俗店舗関係の状況について、説明があった。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 陳情平成22年第168号ですが、確かにダイビングとか、最近マリンレジャー関係の死亡事故が多くて、せっかくの楽しみで沖縄に来られたのに、事故の巻き添えになって嫌な思いをしていくと、やはり将来の沖縄の観光にも悪いのではないかと思うのです。そういうことで、この陳情者は県条例で営業を許可制にすることを申し入れているわけです。それは、事故の再発防止のためです。ところが、皆さんの処理方針は、慎重に判断すべきものだということ、許可制の導入については難しいと考えておりますとなっているのです。ということは、この陳情者の趣旨には沿えないというように私は聞こえるのですけれども、ちなみにも、そういう再発防止、事故の未然防止に効果をもたらすとすれば、皆さんが言っている「沖縄県水難事故防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例により、引き続き安全対策を強化するとともに、条例のあり方についても、改善すべきところはないか、今後とも研究していくこととしています。」とあるので、この条例の改正によって、陳情者の趣旨がかなえられるとすれば、許可制の意味も条例に反映できるのではないかと思って

いるのです。今のその辺を研究した成果について、少しお聞かせください。

○前泊良昌生活安全部長 まず、水難事故の分析結果ですけれども、これは遊泳者自身の気の緩みが多いわけですから、例えば器具操作のミスとか、体調不良と思われるものとか、あるいは、誤って転落したということなどが挙げられます。県警察ではガイドダイバー、シュノーケリングの指導員、添乗員の配置、それから使用器具の点検、遊泳者の飲酒や体調不良時の遊泳等の禁止などの安全対策について指導しているところですが、委員のおっしゃるとおり、水難事故の防止あるいは安全対策の面から、現在、規定の改正、見直しも視野に入れて一例えば、シュノーケリング等の事業者に係る安全対策につきまして、指導項目を再度きちっと見直し、整理すること。また、講習の参加促進、AEDの設置促進等を図るほか、事業者における安全対策や水難事故防止の観点から、事業者に対する安全意識の向上、あるいは指導者、添乗員の資質の向上を図るための立ち入りや、指導の強化等を行っているところでございます。

○高嶺善伸委員 条例では、こういう事業を営もうとする者は10日前に届け出なければならないとなっていますよね。そのときに届け出の項目を見て、例えば安全管理がきちんとされていないとか、そういう不備、問題点があれば、この届け出については受理せずに返却して、改めて新規事業者としての指導を受けてから受理すると。こういうことはできないのですか。

○前泊良昌生活安全部長 これは、各警察署の係の段階でやっているところですが、さらに見落としがないのかということについて、県警察本部からきちっと指導して、書類の不備、それから器具等の未整備等、そういうものを確認しながら、受け付けられないといいますか—不備のところはもう一度返して、そろえてから届け出るようにという指導を現在もやっていますけれども、さらに指導を強化していきたいと思っております。

○高嶺善伸委員 例えば、ガイドダイバーの名簿であるとか、そういうものについて、すべての事業者はちゃんと届け出をされているわけですか。

○前泊良昌生活安全部長 この業界は、割と浮き沈みが激しいといいますか、入れかわりが激しいものですから、立ち入りを強化しているところではあるのですが、そこら辺の見落とししが、ややもすれば出てくるかもしれません。

その辺を各警察署の地域課にきっちりさせていきたいと思っております。

現在のところ、指導員の配置等で特に問題があったということは聞いておりません。

○高嶺善伸委員　ちなみに、安全対策優良表示の交付件数は何件になっているのですか。

○前泊良昌生活安全部長　137事業所でございます。

○高嶺善伸委員　この届け出の事業者の件数は、どれぐらいになっていますか。

○前泊良昌生活安全部長　1531事業所でございます。

○高嶺善伸委員　その中で、安全対策優良海域レジャー提供業者を指定して、安全対策優良表示をしている事業所が137事業所というところ、10%ぐらいということになるのですか。

○前泊良昌生活安全部長　10%に満たない—9%でございます。

○高嶺善伸委員　ですから、こういう事故が起きるときに一どのような安全対策がされているのか、ちゃんとしたガイドダイバーがいるのか、あるいは指導員がどうなっているのか。これで皆さんは指定することができるわけですから、指定されたら、安全対策優良表示は店の前に表示しておくわけですよ。むしろ、事業所は公安委員会から許可をもらっていますと、安全対策に万全を期していますというものをやれば、それは安全管理にも緊張感が出てくるし、また、客もそれだけ担保できるものがあるので、それが137件とは少なすぎる。もう少し観光立県ということで、特にマリンレジャーは大事な要素だと思うので、公安委員会規則を徹底して、届け出チェック、許可、そういった優良表示の交付を徹底して、沖縄県は安全管理が素晴らしいと言われるようにするためにも、この条例の趣旨、条文のチェックも含めて、もう少しちゃんとやるべきではないですか。

○前泊良昌生活安全部長　おっしゃるとおりだと思います。安全優良事業者がふえることによって事故も減っていく。そしてまた、観光立県にも寄与できるということはそのとおりだと思いますので、立ち入り、指導の強化等によって

改善を図っていきたいと思っております。

○高嶺善伸委員 処理方針に、許可制にすると罰則をもって禁止することが前提となるということがあって、私はなるほどと思った。しかし、皆さんの条例を見ると、ちゃんと30万円、20万円、10万円と罰金刑があって、やはり違反事業者からは罰金を取るようになっているのです。この条例は、おおむね許可制と同じぐらいの効力を持っていると思います。平成5年に制定して、全然見直しもされていないので、そういう実態に即して、罰金刑もあるよ、過料もあるよと周知しながら、安全対策に万全を期す。場合によっては、条例が内容的に改正が必要であれば、それもやりながら公安委員会規則とすり合わせて、海難事故が起きないように、ぜひ襟を正して指導を徹底してもらいたいと思います。生活安全部長の決意を聞いて、終わります。

○前泊良昌生活安全部長 委員御指摘のとおりだと思っております。観光立県ということで、県警察としても寄与する立場でございますし、その辺は先ほども申し上げましたけれども、条例、規則あるいは要綱等の改正が必要な面は検討し、見直すべきは見直していくということで対応していきたいと思っております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決などについて協議)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

まず、乙第1号議案沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例、乙第3号議案沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、乙第4号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、乙第5号議案沖縄県議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例、乙第6号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例及び乙第7号議案県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例の条例議案6件を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案6件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案、乙第3号議案から乙第7号議案までの6件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第47号議案公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について、乙第48号議案公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について及び乙第49号議案当せん金付証券の発売についての3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第47号議案から乙第49号議案までの3件は可決されました。

次に、甲第1号議案平成23年度沖縄県一般会計補正予算(第4号)を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第53号議案沖縄県教育委員会委員の任命についてを採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第53号議案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、先ほど採択した陳情平成20年第190号私学助成に関する意見書の採択を求める陳情は、意見書を提出してもらいたいという要望の陳情でありますので、議員提出議案として、意見書及び決議を提出するかどうかについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、私学助成の拡充に関する意見書を議員提出議案として提出するかどうか、及び文案・提出方法等について協議した結果、案のとおりに議員提出議案として意見書を提出することで意見の一致を見た。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

議員提出議案としての私学助成の拡充に関する意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情67件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 當 間 盛 夫